

規制の簡素合理化に関する調査

結果報告書

平成 26 年 10 月

総務省行政評価局

前 書 き

規制は、社会秩序の維持、生命の安全、環境の保全、消費者の保護等の行政目的のため、国民の権利や自由を制限し、又は国民に義務を課すものである（「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承））。

また、規制は、国民の生命や財産を守り、豊かな生活を維持するために必要不可欠なものであるが、それが弱過ぎると意図した効果を得られず、強過ぎると弊害が生じるおそれがあり、時代の変化や技術の進歩に応じて再検討しなければ、規制が原因となって、事業者の技術開発を遅らせ、財・サービスの品質や価格を固定させてしまうといった弊害が生じるおそれがある。

このため、政府では、民間投資を喚起し、生産性を高めるとともに、潜在的な需要を顕在化させるなど、豊かな国民生活を実現するために不可欠な政策ツールとして、規制改革を最重要課題の一つとして位置付け、継続的に規制の見直しを行ってきており、「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）では、「規制改革に関する第2次答申」（平成26年6月13日規制改革会議）を踏まえ、また、「日本再興戦略 改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）の推進に当たり阻害要因を除去するため、「健康・医療」、「雇用」、「創業・IT等」、「農業」及び「貿易・投資等」が改革の重点分野とされた。一方、このような大胆な取組に加え、規制改革では、社会秩序の維持、生命の安全、環境の保全、消費者の保護などの規制の目的を損なうことなく、制限している国民の権利や自由又は国民に課している義務を必要最小限のものとするのが求められている。

この調査は、以上のような状況を踏まえ、規制に伴う国民や事業者の負担を必要最小限のものとする観点から、規制の実施状況、規制に伴う国民の負担の状況などを調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

第1	調査の目的等	1
第2	調査結果	
1	長期間見直されていない規制等の社会経済情勢等への適合	2
2	通知・通達等の明確化及び徹底	5
3	手続等の簡素合理化	7
4	規制の定期的な見直し	8

目 次

第2 調査結果

1 長期間見直されていない規制等の社会経済情勢等への適合

- 図表1-① 「規制の事前評価の実施に関するガイドライン（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）〈抜粋〉…………… 10
- 図表1-② 「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）〈抜粋〉… 11
- 図表1-③ 「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）〈抜粋〉… 12

2 通知・通達等の明確化及び徹底

- 図表2-① 「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」（平成17年12月21日規制改革・民間開放推進会議）〈抜粋〉…………… 50
- 図表2-② 「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）〈抜粋〉…………… 52
- 図表2-③ 「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）〈抜粋〉… 54

3 手続等の簡素合理化

- 図表3 「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）〈抜粋〉…………… 66

4 規制の定期的な見直し

- 図表4-① 「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）〈抜粋〉…………… 80
- 図表4-② 「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）〈抜粋〉… 81
- 図表4-③ 「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）〈抜粋〉… 82

事 例 目 次

1 長期間見直されていない規制等の社会経済情勢等への適合

(1) 事業者等のニーズや現状の技術に対応していないもの

- ① アマチュア無線局の免許制度 13
- ② 理・美容車の取扱い 16
- ③ 薬局における調剤に必要な設備及び器具 19
- ④ 空気調和設備の点検頻度 22
- ⑤ エキスパンションジョイントで接合された既存建築物の構造計算
適合性判定 26
- ⑥ 浄化槽の法定検査の点検項目 29

(2) 規制の有効性・効果の発現が明らかではないもの

- ① 製造所固有記号制度 31
- ② クリーニング師の研修等 35
- ③ 狂犬病予防注射の実施頻度 38
- ④ 調理師業務従事届 41
- ⑤ 特別養護老人ホームに設置する医務室の取扱い 43
- ⑥ 動物取扱責任者研修の実施方法 47

2 通知・通達等の明確化及び徹底

- ① 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームにおける生活相談員の資格要件 55
- ② 訪問介護事業所における従業者数の変更に伴う運営規程の届出 59
- ③ 道路使用許可申請 62
- ④ 調剤済処方せんへの記名の取扱い 64

3 手続等の簡素合理化

- ① 警備業法の各種手続に必要な医師の診断書…………… 67
- ② 理容師及び美容師の結核等に関する医師の診断書…………… 70
- ③ 要介護認定等に係る事務負担の軽減…………… 74
- ④ 浄化槽清掃業の許可期間…………… 78

第1 調査の目的等

1 目的

本調査は、規制に伴う国民や事業者の負担を必要最小限のものとする観点から、規制の実施状況、規制に伴う国民の負担の状況などを調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県（15）、市町村（51）、関係団体（54）、民間事業者（336）

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

行政評価事務所（秋田、群馬、三重、和歌山、島根、愛媛、大分）

4 実施時期

平成25年8月～26年10月

第 2 調査結果

勧告	説明図表番号
<p>規制は、社会秩序の維持、生命の安全、環境の保全、消費者の保護等の行政目的のため、国民の権利や自由を制限し、又は国民に義務を課すものである（「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承））。</p> <p>また、規制は国民の生命や財産を守り、豊かな生活を維持するために必要不可欠なものであるが、それが弱過ぎると意図した効果を得られず、強過ぎると弊害が生じるおそれがあり、時代の変化や技術の進歩に応じて再検討しなければ、規制が原因となって、事業者の技術開発を遅らせ、財・サービスの品質や価格を固定させてしまうといった弊害が生じるおそれがある。</p> <p>このため、政府では、民間投資を喚起し、生産性を高めるとともに、潜在的な需要を顕在化させるなど、豊かな国民生活を実現するために不可欠な政策ツールとして、規制改革を最重要課題の一つとして位置付け、継続的に規制の見直しを行ってきており、「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）では、「規制改革に関する第2次答申」（平成26年6月13日規制改革会議）を踏まえ、また、「日本再興戦略 改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）の推進に当たり阻害要因を除去するため、「健康・医療」、「雇用」、「創業・IT等」、「農業」及び「貿易・投資等」が改革の重点分野とされた。</p> <p>一方、規制改革では、社会秩序の維持、生命の安全、環境の保全、消費者の保護等の規制の目的を損なうことなく、制限している国民の権利や自由又は国民に課している義務を必要最小限のものとするこも求められている。</p> <p>今回、このような状況を踏まえ、規制に伴う国民や事業者の負担を必要最小限とする観点から調査を行った結果は、以下のとおりである。</p>	<p style="text-align: right;">図表 1－①</p>
<p>1 長期間見直されていない規制等の社会経済情勢等への適合</p> <p>「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）では、規制の必要性は、経済環境の変化や新技術の開発とともに変化することから、国民がイノベーションや生産性向上の恩恵を受けられるようにするため、規制改革によって、事業者の創意工夫を拒む壁を取り除き、イノベーションを喚起し、国民の潜在的な需要を開花させることが極めて重要であるとされているなど、社会経済情勢等に適合した規制の見直しが求められている。</p> <p>今回、当省のホームページによる意見公募及び地方公共団体、各種団体等からのヒアリングにより収集した規制の簡素合理化に関する意見・要望に基づき各種規制を調査したところ、次の制度等において、規制が長期間見直されないこと等により事業者等のニーズや現状の技術に対応していない、規制の有効性・効果の発現が明らかではないといった社会経済情勢</p>	<p style="text-align: right;">図表 1－②</p>
<p>「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）では、規制の必要性は、経済環境の変化や新技術の開発とともに変化することから、国民がイノベーションや生産性向上の恩恵を受けられるようにするため、規制改革によって、事業者の創意工夫を拒む壁を取り除き、イノベーションを喚起し、国民の潜在的な需要を開花させることが極めて重要であるとされているなど、社会経済情勢等に適合した規制の見直しが求められている。</p> <p>今回、当省のホームページによる意見公募及び地方公共団体、各種団体等からのヒアリングにより収集した規制の簡素合理化に関する意見・要望に基づき各種規制を調査したところ、次の制度等において、規制が長期間見直されないこと等により事業者等のニーズや現状の技術に対応していない、規制の有効性・効果の発現が明らかではないといった社会経済情勢</p>	<p style="text-align: right;">図表 1－③</p>

<p>等に不適合な状況により、国民や事業者の負担となっている事例がみられた。</p>	
<p>(1) 事業者等のニーズや現状の技術に対応していないもの</p>	
<p>① アマチュア無線局の免許制度（電波法） 調査したアマチュア無線局免許人は、アマチュア無線局について、無線従事者の資格で認められている操作可能な範囲で、技術基準適合証明を受けた無線設備の取替え、増設を行う場合の変更の手続が煩雑であり、これらを不要にすべきとしている。</p>	事例 1 - (1) - ①
<p>② 理・美容車の取扱い（理容師法・美容師法） 調査した11都道府県等のうち9都道府県等は、店舗型の理・美容所と同様の床面積の最低面積基準をそのまま理・美容車にも適用している一方で、2都道府県等は、店舗型の理・美容所の床面積と異なる理・美容車用の床面積を規定している。</p>	事例 1 - (1) - ②
<p>③ 薬局における調剤に必要な設備及び器具（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律） 調査した6薬局では、製薬会社から購入した医薬品を加工等することなく処方することが多くなり、調剤に必要な設備又は器具として備えていなければならないもののうち、メスピペット、ピペット台等は使用していない。</p>	事例 1 - (1) - ③
<p>④ 空気調和設備の点検頻度（建築物における衛生的環境の確保に関する法律） 調査した7特定建築物の管理者及び4ビル管理業者においては、個別管理方式の空気調和設備について、機種によっては機器の分解や天井等の内装工事が必要となるため、月に1回の点検をしているのは1事業者のみとなっている。</p>	事例 1 - (1) - ④
<p>⑤ エキスパンションジョイントで接合された既存建築物の構造計算適合性判定（建築基準法） 調査した3特定行政庁及び1指定構造計算適合性判定機関では、エキスパンションジョイントで接合された既存建築物の構造計算適合性判定を不要としても支障はないとしている。</p>	事例 1 - (1) - ⑤
<p>⑥ 浄化槽の法定検査の点検項目（浄化槽法） 調査した3都道府県では、浄化槽の法定検査について、効率化検査を導入し、通常検査より費用や検査時間が軽減されている。</p>	事例 1 - (1) - ⑥
<p>(2) 規制の有効性・効果の発現が明らかではないもの</p>	
<p>① 製造所固有記号制度（食品衛生法） 調査した6保健所では、製造所固有記号制度には変更・廃止の手続がなく、実際に使用されている記号だけを特定することが困難であり、データベースとして使いにくいことから、製造所固有記号データベースを利用していない。</p>	事例 1 - (2) - ①
<p>② クリーニング師の研修等（クリーニング業法）</p>	事例 1 - (2) - ②

<p>調査した3事業者では、研修を受講するための受講料や交通費等が負担である等としており、また、既に業務従事者講習について通信制を採用している都道府県の1事業者は、交通費等の負担の観点から、クリーニング師研修でも通信制を実施してほしいとの意見を有している。</p>	
<p>③ 狂犬病予防注射の実施頻度（狂犬病予防法）</p> <p>調査した保健所では、科学的に1年以上の期間効果のあるワクチンが開発されれば実施頻度を延長しても支障はなく、また、毎年4月から6月までの間に限定されている予防注射の実施時期は、犬の体調によっては当該期間内に予防注射を受けさせることが困難な場合もあるため、自由にすべきとしている。</p>	事例1-(2)-③
<p>④ 調理師業務従事届（調理師法）</p> <p>調査した6都道府県では、調理師業務従事届に係る集計データについて活用しているところはなく、廃止しても何ら支障はないとしている。</p>	事例1-(2)-④
<p>⑤ 特別養護老人ホームに設置する医務室の取扱い（老人福祉法）</p> <p>調査をした15事業者の特別養護老人ホームの医務室については、14事業者で医師が常駐していない。また、これらの医務室では診療は行われず、職員の詰所・休憩所や打合せスペース等として使用するなど、通常の診療所とは異なる利用実態となっている。</p>	事例1-(2)-⑤
<p>⑥ 動物取扱責任者研修の実施方法（動物の愛護及び管理に関する法律）</p> <p>調査した8保健所では、保健所が開催する動物取扱責任者研修について、法令改正のあった場合に開催すればよく、動物取扱責任者への情報提供は立入検査等でも可能であることから、毎年度開催しなくても支障は生じないとしている。</p>	事例1-(2)-⑥
<p>【所見】</p> <p>したがって、関係府省は、規制について社会経済情勢等に適合させ、国民や事業者の負担の軽減を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>(1) 事業者等のニーズや現状の技術に対応していないもの</p> <p>① アマチュア無線の利用者の負担軽減を図るため、技術基準適合証明を受けた無線設備の取替え及び増設を行う場合には、無線従事者の資格の操作可能な範囲内において、手続の簡素化を図ることについて、考え方を整理すること。（総務省）</p> <p>② 各都道府県等における理・美容車の許可状況を把握し、都道府県等へ情報提供すること。（厚生労働省）</p> <p>③ 薬局に備えるべき調剤に必要な設備及び器具について、適切かつ安全な医薬品の供給及び事業者の負担軽減を図るため、薬局における使用実態等を踏まえ、必要最小限となるよう見直しを図ること。（厚生</p>	

労働省)

- ④ 特定建築物に係る個別管理方式の空気調和設備の排水受けの点検頻度について、事業者の負担軽減を図るため、運転条件や汚れを検知するセンサーの有無など、設備の状況に応じた取扱いを認めること。

(厚生労働省)

- ⑤ 建築主の負担軽減を図るため、現行法に適合している既存建築物にエキスパンションジョイントを介して増築する場合、既存部分が現行法に基づく建築確認を既に受け、その後の改変がないなど現行の基準に適合していることが明らかな場合には、再度構造計算を行うことは不要であることを明確化すること。(国土交通省)

- ⑥ 浄化槽管理者の負担の軽減を図るため、法定検査について、更に推進することも含め、全国の法定検査に関する実態を踏まえ、法定検査の在り方を見直すこと。(環境省)

(2) 規制の有効性・効果の発現が明らかではないもの

- ① 製造所固有記号制度の信頼性を向上させ、消費者や保健所が製造所固有記号から容易に製造所の所在地及び製造者の氏名を把握することができるよう、製造所固有記号制度に変更・廃止手続を設け、現在使用されている記号のみが掲載される仕組みを整備した上で、消費者に公開すること。

また、製造所固有記号の届出方法について、オンライン手続などを設けること。(消費者庁)

- ② クリーニング師研修及び業務従事者講習の持つ役割を踏まえつつ、通信制の活用などにより、受講者の利便性や受講率の向上等が図られるよう、都道府県と連携した対応を行うこと。(厚生労働省)

- ③ 狂犬病予防注射について、実施頻度の見直しを含めた狂犬病予防注射の在り方を見直すこと。(厚生労働省)

- ④ 調理師業務従事届について、廃止を含めた調理師業務従事届の在り方を見直すこと。(厚生労働省)

- ⑤ 特別養護老人ホームの医務室について、利用実態等を把握しつつ、特別養護老人ホームにおける医療提供の在り方を検討すること。(厚生労働省)

- ⑥ 動物取扱責任者研修について、動物取扱責任者への情報提供の在り方などを考慮しつつ、実施方法を見直すこと。(環境省)

2 通知・通達等の明確化及び徹底

「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」(平成17年12月21日規制改革・民間開放推進会議)において、規制に関わる通知・通達等については、予測が困難な状況の変化に迅速かつ臨機応変に対応することが特に必要な事項、個別の事案における事情を考慮して判断する必要があるため、法律又は法律の委任に基づく「法規命令」であらかじめ具体的に

図表2-①

<p>規定しつくすことができない事項等、行政機関の判断に委ねることが国民にとって望ましいものに限定することが必要であるとされている。</p>	
<p>また、通知・通達等の法令以外の規定に基づく規制に関する見直しについては、「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）において、通知・通達等については規制内容の明確化・簡素化等の観点から、定期的に見直すこととされている。</p>	図表2-②
<p>さらに、「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）では、規制シートに規制に関連する通知・通達等を記載し、規制所管府省が主体的に規制改革に取り組むこととされている。</p>	図表2-③
<p>今回、当省のホームページによる意見公募及び地方公共団体、各種団体等からのヒアリングにより収集した規制の簡素合理化に関する意見・要望に基づき各種規制を調査したところ、通知・通達等で示している法令の解釈等が都道府県等に十分に伝わっていないことから、国民や事業者の負担となっている事例がみられた。</p>	
<p>① 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームにおける生活相談員の資格要件（社会福祉法）</p>	事例2-①
<p>調査した1都道府県では、通知・通達等で社会福祉士及び社会福祉主事以外にも社会福祉施設等の勤務経験がある者で相談業務に優れている者は、特別養護老人ホームにおける生活相談員の資格要件として認められているにもかかわらず、全ての生活相談員に社会福祉士や社会福祉主事の資格を通信教育で取得させている。</p>	
<p>② 訪問介護事業所における従業者数の変更に伴う運営規程の届出（介護保険法）</p>	事例2-②
<p>調査した2都道府県では、通知・通達等で従業者の員数を変更した場合の運営規程の変更の届出が年1回でよいということが明確に示されていないため、員数の変更の都度、運営規程の変更を行い、届出を行っている。</p>	
<p>③ 道路使用許可申請（道路交通法）</p>	事例2-③
<p>調査した福岡県内の警察署のうち、1警察署では、通知・通達等で道路使用許可と道路占用許可の両方の申請について、警察署長又は道路管理者のどちらかに一括で申請できることが示されているにもかかわらず、当該警察署のホームページに道路使用許可申請手続に必要な書類として、「道路管理者の占用許可書の写し」が記載されており、道路占用許可を受けた上で手続をしなければならないような誤解を招く状況となっている。</p>	
<p>なお、当該事例については、本調査途上の平成26年7月に是正措置が講じられた。</p>	
<p>④ 調剤済処方せんへの記名の取扱い（薬剤師法）</p>	事例2-④
<p>調査した8地方厚生局等のうち、東北地方厚生局では、調剤済処方せんへの薬剤師名の記名押印について、通知・通達等で調剤を行った保険</p>	

薬剤師が署名するか又は保険薬剤師の姓名を記載し、押印することとされており、他の地方厚生局等では、i) 薬剤師名が記載された調剤済みのスタンプ、ii) 薬剤師名の押印としているところ、これらに加え、さらに薬剤師名の記名を行わなければならないこととしている。

なお、当該事例については、本調査途上の平成 26 年 7 月に是正措置が講じられた。

【所見】

したがって、厚生労働省は、通知・通達等法令以外の規定に基づく規制について、その適正な執行により、国民や事業者の負担軽減を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームにおける生活相談員の資格要件について、都道府県における認定実態等を踏まえ、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者と同等以上の能力を有すると認められる者についても、認定が可能であることの周知を徹底すること。
- ② 訪問介護事業を含む指定居宅サービス事業における従業者の員数の変更に伴う運営規程の届出について、関係法令等の解釈を明確にした上で、都道府県に示すこと。

3 手続等の簡素合理化

「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)では、規制の主な目的の一つである安全性の確保について、より効率的な手法で安全性を確保する必要があるとされている。

また、規制は、国民の生命や財産を守り、豊かな生活を維持するために必要不可欠なものであるが、それが弱過ぎると意図した効果が得られず、強過ぎると弊害が生じるおそれがある。このように、規制本来の目的を損なうことなく、規制に伴う国民の負担を最小限とするために、絶えず、規制の内容の簡素合理化に向けた見直しを図ることが必要となる。

今回、当省のホームページによる意見公募及び地方公共団体、各種団体等からのヒアリングにより収集した規制の簡素合理化に関する意見・要望に基づき各種規制を調査したところ、事務手続の重複等により、国民や事業者の負担が大きくなっている事例がみられた。

① 警備業法の各種手続に必要な医師の診断書(警備業法)

調査した1警備業者では、同一の者が同時に警備業法等に基づく別個の申請をしているが、その際の添付書類である医師の診断書について、正本をそれぞれの申請で提出している可能性がある。

② 理容師及び美容師の結核等に関する医師の診断書(理容師法・美容師法)

理・美容所を開設する場合、理容師法及び美容師法に基づき届出に医師の診断書を添付しなければならないが、この診断書の内容について、

図表 3

事例 3-①

事例 3-②

労働安全衛生法に基づき1年に1回行うこととされている健康診断の検査項目のうち、i) 皮膚疾患の有無、ii) 結核の有無に関する検査が共通する場合がある。

③ 要介護認定等に係る事務負担の軽減（介護保険法）

調査した3市町村では、被保険者にとって安心感を得られることや市町村の介護認定に係る業務負担の軽減になることから、また、調査した3介護支援事業者では、申請者、保険者及び事業者それぞれの負担軽減につながることから、心身の状態が安定している者については、要介護認定等の有効期間を延長すべきとしている。

④ 浄化槽清掃業の許可期間（浄化槽法）

調査した2市町村では、浄化槽清掃業者が兼業する一般廃棄物収集運搬事業者や浄化槽保守点検業者の許可期間と関係なく、許可期間を1年としており、許可期間が2年以上となっている市町村に比べ、申請手数料や添付書類の作成が負担となっている。

【所見】

したがって、関係府省は、事務手続等の簡素合理化により国民や事業者の負担の軽減を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 警備業法等に基づく手続の際に添付することとされている医師の診断書について、警備員個人が別個の手続を同時に申請する場合には、正本をいずれか一つの申請書に添付すれば、残りの申請書についてはその写しを添付することで足りるとするなどの負担軽減措置を行うこと。（国家公安委員会（警察庁））
- ② 理容所及び美容所における開設の届出及び変更の届出の際に必要な医師の診断書について、労働安全衛生法に基づく健康診断の結果が理容師法及び美容師法で求める要件を満たす場合は、当該健康診断の結果に代えることが可能である旨を都道府県等に周知すること。（厚生労働省）
- ③ 要介護認定等に係る更新申請について、認定区分の状態変化状況等を考慮しつつ、市町村及び被保険者の事務負担の軽減策を講ずること。（厚生労働省）
- ④ 浄化槽清掃業の許可期間について、浄化槽清掃業者が兼業する場合のある一般廃棄物収集運搬業者や浄化槽保守点検業者の許可期間を踏まえ、2年以上の期間の設定が可能であるとの情報提供を行うこと。（環境省）

4 規制の定期的な見直し

規制の定期的・横断的な見直しについては、「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）において、規制を導入しないし継続していた理由となっていた社会経済情勢及び知見が期間経過

事例3-③

事例3-④

図表4-①

中に変化したかどうか、また、どのように変化したかを、十分に調査・検討し、発出時点から相当の期間が経過しており実務上運用されなくなっている規制、関連する法令の適用対象が存在しなくなった場合等実質的効力を失っているが廃止手続きが未済のため形式的には存在し続けている規制などのうち、国民を混乱させる等の影響があるものについては、積極的に廃止の手続等を進めることとされている。

また、「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）では、法律、法規命令、通知・通達等の形式により制度化されたもの（その趣旨・目的等に照らして適当としないものを除く。）を見直し対象規制とし、「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」等において示された見直しの視点を踏まえ、法令等に見直し条項がないものについては、見直し周期を設定し、見直しを行うこととされている。

さらに、「規制改革実施計画」では、規制所管府省は、規制を横断的に把握する仕組みである規制シートを作成し、主体的・横断的な規制改革に取り組むこととされている。

今回、項目1において、規制が長期間見直されていないことにより、事業者等のニーズや現状の技術に対応していないもの（6事例）、規制の有効性・効果の発現が明らかではないもの（6事例）がみられた。

一方、今後、各府省は、「規制改革実施計画」に基づき作成した規制シートを活用して主体的・積極的に規制の見直しを行っていくこととなっているが、その際には、i) 事業者等のニーズや現状の技術に対応しているか、ii) 規制の有効性・効果が明確になっているかといった視点から見直しを行うことが重要であると考えられる。

図表4-②

図表4-③

図表 1－① 「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成 19 年 8 月 24 日政策評価各府省連絡会議了承）＜抜粋＞

本ガイドラインは、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。）の枠組みの下、規制の新設又は改廃に係る政策の事前評価（以下「規制の事前評価」という。）を円滑かつ効率的に実施し、もって規制の質の向上や、国民への説明責任を果たすことに資するよう「政策評価に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」及び「政策評価の実施に関するガイドライン（以下「政策評価ガイドライン」という。）」を踏まえつつ、規制の事前評価の内容、手順等の標準的な指針を示したものである。

本ガイドラインについては、各行政機関における取組の進展や諸外国での先行的な取組の成果を踏まえ、必要に応じ、規制の事前評価の改善及び充実のため、所要の見直しを行う。

I 評価に当たって

規制は、社会秩序の維持、生命の安全、環境の保全、消費者の保護等の行政目的のため、国民の権利や自由を制限し、又は国民に義務を課すものである。したがって、規制の事前評価を行い、その結果を公表することを通じて、規制の質の向上を図るとともに、利害関係者のみならず、規制について広く国民の理解を得ることが重要である。このように、規制の事前評価の果たす役割は、大きいものと考えられる。

規制の事前評価は、規制によって発生する効果や負担を予測し、それを評価するものである。評価の実施においては、規制の新設又は改廃の可否や規制の具体的な内容やその程度についての検討に資するよう分析するとともに、分析内容が国民や利害関係者等との議論の共通の土台として用いられ、その過程で充実したデータや情報が収集されることが重要である。このことを踏まえると、政策の着想から決定に至る一連の過程の中で、できる限り早期に評価を開始するよう努めるべきである。

なお、規制の性質等により本ガイドラインに定める標準的な評価が実務上困難な場合には、基本方針 I 3 「政策効果の把握に関する基本的な事項」ア及び政策評価ガイドライン3 「評価手法」を踏まえ、可能な範囲で評価に取り組む必要がある。

（注）下線は当省が付した。

図表 1－② 「規制改革実施計画」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定) <抜粋>

規制改革は、我が国の経済を再生するに当たっての阻害要因を除去し、民需主導の経済成長を実現していくために不可欠の取組であり、内閣の最重要課題の一つである。

この課題に強力かつ着実に取り組むべく、規制改革を総合的に調査審議するため、内閣総理大臣の諮問機関として「規制改革会議」を平成 25 年 1 月に設置した。

規制改革会議においては、昨年 6 月に「規制改革に関する答申」を行ったが、その後引き続き成長戦略及び国民の選択肢拡大につながる規制改革を中心に検討が行われ、平成 26 年 6 月 13 日に「規制改革に関する第 2 次答申」が内閣総理大臣に提出された。

当該答申を踏まえ、対象となった規制や制度、その運用等については、直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくため、下記のとおり規制改革実施計画を定める。

I 共通的事項

4 改革の重点分野

本計画においては、「規制改革に関する第 2 次答申」を踏まえ、また、「『日本再興戦略』改訂 2014」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)の推進に当たり阻害要因を除去するため、「健康・医療」、「雇用」、「創業・IT 等」、「農業」、「貿易・投資等」を改革の重点分野とする。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1－③ 「規制改革実施計画」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定) <抜粋>

規制改革は、我が国の経済を再生するに当たっての阻害要因を除去し、民需主導の経済成長を実現していくために不可欠の取組であり、内閣の最重要課題の一つである。

この課題に強力かつ着実に取り組むべく、規制改革を総合的に調査審議するため、内閣総理大臣の諮問機関として「規制改革会議」を平成 25 年 1 月に設置した。

規制改革会議においては、昨年 6 月に「規制改革に関する答申」を行ったが、その後引き続き成長戦略及び国民の選択肢拡大につながる規制改革を中心に検討が行われ、平成 26 年 6 月 13 日に「規制改革に関する第 2 次答申」が内閣総理大臣に提出された。

当該答申を踏まえ、対象となった規制や制度、その運用等については、直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくため、下記のとおり規制改革実施計画を定める。

I 共通的事項

3 規制改革の推進に当たっての基本的考え方

規制改革の目的は、国民生活の安定・向上、経済活性化への貢献及びそれらを通じた国の成長・発展を図ることにある。今回、規制改革を進めるに当たっては、このような観点から、以下の諸点を念頭に進める。

① 経済環境の変化に適応して、経済成長を実現する

規制の必要性は、経済環境の変化や新技術の開発と共に変化する。国民がイノベーションや生産性向上の恩恵を受けられるようにするため、規制改革によって、企業、NPOなどの事業者の創意工夫を拒む壁を取り除き、イノベーションを喚起し、国民の潜在的需要を開花させることは、極めて重要な課題である。また、世界から我が国へ投資を呼び込むためには、世界に範を示す「世界最先端」の経済環境を整備していく必要がある。

(注) 下線は当省が付した。

事例1-(1)-①	
件名	アマチュア無線局の免許制度
改善の方向	総務省は、アマチュア無線の利用者の負担軽減を図るため、技術基準適合証明を受けた無線設備の取替え及び増設を行う場合には、無線従事者の資格の操作可能な範囲内において、手続の簡素化を図ることについて、考え方を整理する必要がある。
意見・要望等	アマチュア無線局の開設後に無線設備の取替え、増設、変更及び撤去等を行う際に、その都度、該当する無線設備に係る変更の手続を行わなければならない、煩雑となっていることから、無線従事者の資格で認められている操作可能な範囲において、技術基準適合証明を受けている無線設備の変更であれば、変更の手続を不要としてほしい。 (アマチュア無線局免許人)
府省名	総務省
関係法令名	電波法（昭和25年法律第131号） 電波法施行令（平成13年政令第245号） 電波法施行規則（昭和25年11月30日電波監理委員会規則第14号）
調査結果	<p>[制度の概要]</p> <p>アマチュア無線局の免許を受けた者（以下「免許人」という。）は、無線設備の変更の工事等をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない、同大臣の検査を受け、その内容が適合していると認められた後でなければ運用してはならない（電波法第17条第1項及び同法第18条）。</p> <p>ただし、無線設備の変更の工事をする場合について、軽微な事項（注）に係るものであれば、総務大臣の許可は要せず、遅滞なくその旨を届け出ることとされている（電波法第9条及び同法第17条第3項並びに電波法施行規則第10条）。</p> <p>（注）軽微な事項は、電波法施行規則の別表第一号の三に規定されており、アマチュア無線局に関するものとして、電波法令の技術基準に適合していることの証明（以下「技術基準適合証明」という。）を受けている設備を取り替えたり、追加する場合は該当するとされている。</p> <p>また、総務大臣は、免許人が電波の型式、周波数、空中線電力等の指定の変更の申請をした場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる（電波法第19条）。</p> <p>一方、アマチュア無線局の無線設備の操作は、無線従事者でなければ行ってはならず（電波法第39条の13）、表1のとおり、アマチュア無線従事者の資格ごとに操作できる無線設備の範囲が規定されている（電波法施行令第3条第3項）。</p>

表1 アマチュア無線従事者の資格ごとの操作の範囲

資格	操作の範囲
第1級アマチュア無線技士	アマチュア無線局の無線設備の操作
第2級アマチュア無線技士	アマチュア無線局の空中線電力200W以下の無線設備の操作
第3級アマチュア無線技士	アマチュア無線局の空中線電力50W以下の無線設備で18メガヘルツ以上又は8メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するものの操作
第4級アマチュア無線技士	アマチュア無線局の無線設備で次に掲げるものの操作（モールス符号による通信を除く） 1 空中線電力10W以下の無線設備で21メガヘルツから30メガヘルツまで又は8メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの 2 空中線電力20W以下の無線設備で30メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの

(注) 電波法施行令第3条に基づき当省が作成した。

[問題となる実態等]

アマチュア無線局における無線設備の変更を含む変更申請等の件数は、表2のとおり、毎年度1万5,000件程度で推移している。

表2 変更申請等の件数の推移

(単位:件)

区分	平成22年度	23年度	24年度	25年度
変更申請等	14,196	15,247	15,428	14,140
変更等の許可	9,439	9,783	10,155	9,449
変更等の許可及び指定変更	4,757	5,464	5,273	4,691

(注) 1 総務省総合通信基盤局の資料に基づき当省が作成した。
 2 変更等の許可には、軽微な変更に係る変更届も含まれている。
 3 変更内容については、無線設備の増設等のほかに、無線設備の設置場所の変更や免許人の氏名、住所の変更等も含まれている。

総務省は、当該無線設備の変更の手続について、免許人に変更申請を行わせることは、その内容について、主に電波法令の技術基準に適合しているかを確認するためであるとしている。

また、免許人がアマチュア無線局の無線設備の取替えや増設を行う場合、変更の検査を受けなければ当該無線設備を運用することはできないが、技術基準適合証明を受けている無線設備（以下「技適機」という。）を使用する場合は、変更の検査を省略することができ、届出のみでよいとされている（電波法第17条第3項）。

なお、アマチュア無線局における平成11年度以降の技適機の使用状況をみると、表3のとおり、74.5%が技適機のみを使用している。

表3 アマチュア無線局における技適機の使用状況

(単位：局、%)

アマチュア無線局数（平成11年以降開局）	267,878
技適機を使用する局	221,861 (82.8)
技適機のみを使用する局	199,653 (74.5)
非技適機のみを使用する局	46,017 (17.2)

- (注) 1 総務省総合通信基盤局の資料に基づき当省が作成した。
2 数値は、総務省において把握している平成11年度から25年度までに（25年度は26年1月末時点）開局したアマチュア無線局の平成26年1月末時点の無線設備の使用状況を示している。
3 「技適機を使用する局」とは、技適機のみを使用する局と技適機・非技適機の両方を使用する局の合計である。
4 ()の数値は上表の「アマチュア無線局数」に占める「技適機（又は非技適機のみ）を使用する局」の割合である。

総務副大臣主催の「電波有効利用の促進に関する検討会」の報告書（平成24年12月25日）では、アマチュア無線局の手続の簡素化について、「技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用する場合には、無線従事者資格の操作範囲内で、それぞれのアマチュア無線資格に応じた操作可能な電波の型式、周波数及び空中線電力を包括して指定するなど、手続の簡素化について検討することが適当である。」としている。

これについて、総務省（総合通信基盤局）では、現在の制度の中で他の無線局との関係なども考慮しながら、慎重に検討する必要があるとしている。

事例1-(1)-②	
件名	理・美容車の取扱い
改善の方向	厚生労働省は、各都道府県等における理・美容車の許可状況を把握し、都道府県等へ情報提供する必要がある。
意見・要望等	<p>自動車に設備を設けて理容、美容の業を行う施設（以下「理・美容車」という。）に必要な床面積は、店舗型の理容所及び美容所（以下、本事例において「理・美容所」という。）と同等の基準が求められているため、大型の自動車が必要となり、コスト面の負担が大きだけでなく、駐車スペース等の問題から、個人宅を訪問することができない等の支障があるので、基準を見直してほしい。</p> <p style="text-align: right;">（理・美容業の団体）</p>
府省名	厚生労働省
関係法令名	理容師法（昭和22年法律第234号） 理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号） 美容師法（昭和32年法律第163号） 美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号）
調査結果	<p>〔制度の概要〕</p> <p>理・美容所を開設しようとする者はあらかじめ都道府県知事、市長又は区長（以下、本事例において「都道府県知事等」という。）に開設の届出を行わなければならない（理容師法第11条第1項及び美容師法第11条第1項）。また、理・美容所に従事する理容師及び美容師（以下、本事例において「理・美容師」という。）の変更など、開設の届出の内容に変更があった場合には、都道府県知事等に変更の届出を行わなければならない（理容師法第11条第2項及び美容師法第11条第2項）。</p> <p>また、理・美容所の開設者は、理・美容所について、常に清潔に保つこと、消毒設備を設けること、採光、照明及び換気を充分にすることのほか、都道府県、市又は特別区（以下、本事例において「都道府県等」という。）が条例で定める衛生上必要な措置を講じなければならない（理容師法第12条及び美容師法第13条）。</p> <p>さらに、清潔の保持のための措置として、洗場は流水装置とすること、ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること等、採光、照明及び換気の実施の基準として、照度を100ルクス以上とすること等とされている（理容師法施行規則第26条及び同施行規則第27条並びに美容師法施行規則第26条及び同施行規則第27条）。</p> <p>〔問題となる実態等〕</p> <p>厚生労働省は、上記法令以外に、「理容所及び美容所における衛生管理要領」（昭和56年6月1日環指第95号。以下、本事例において「衛</p>

生管理要領」という。)に基づき、都道府県等に対し技術的助言を行っており、都道府県等では、条例により、理・美容所における衛生上必要な措置の内容を定めている。

また、厚生労働省は、都道府県等からの疑義照会への回答として、「移動理容所について」（昭和39年12月3日付け衛環第35号）において、移動理容所については、一般の固定施設による理容所と同様に取り扱って差し支えない旨の見解を示している。

なお、衛生管理要領では、「作業場は、作業及び衛生保持に支障を来たさない程度の十分な広さを有し」となっており、理・美容所の面積については、柔軟な対応が可能となっている。

今回、調査した11都道府県等のうち9都道府県等では、条例により、表1のとおり、店舗型の理・美容所と同様の床面積の最低面積基準をそのまま理・美容車にも適用しているものの、2都道府県等では、通常の店舗型の理・美容所の床面積（10.0㎡）とは異なる理・美容車用の床面積（5.1㎡～5.6㎡）を規定している状況がみられた。

表1 11都道府県等の条例における理・美容車の床面積の最低基準

区分	都道府県等数	床面積の最低基準	
		店舗型	理・美容車
店舗よりも基準を緩和	2	10.0㎡	5.1～5.6㎡
店舗の基準と同様	2	6.0～9.9㎡	6.0～9.9㎡
	2	9.0㎡	9.0㎡
	2	9.9㎡	9.9㎡
	2	13.0㎡	13.0㎡
	1	13.2㎡	13.2㎡

(注) 当省の調査結果による。

当該2都道府県等では、理・美容車の構造上の特殊性等を考慮し、自動車による営業を前提とした衛生上必要な措置を定めることにより、利用者がより衛生的で快適な環境で理容・美容サービスを受けられるよう、5.1㎡～5.6㎡（2トン車程度）の理・美容車でも営業できるようにしたとしている。

また、調査した4都道府県等では、理・美容車における洗髪等に必要な設備として、通常の店舗型の理・美容所にはない給水タンク及び給水タンクと同容量以上の排水タンクを備えることとしている状況もみられた。

厚生労働省では、各都道府県等における理・美容車の基準等についての詳細は把握しておらず、各都道府県等においては適切に対応され

ているものとの考えであるとしている。

なお、理・美容車を使用して営業している事業者は、表2のとおり、
i) 理・美容車の需要は今後高まるのではないか、ii) 特に、小型の理・美容車は在宅介護の分野等にも進出できるため、メリットが大きいとしている。

表2 理・美容車を使用して営業している事業者の意見

- ・ 理・美容車の需要は増大傾向にある。
- ・ 出張先の施設内でカットを行うこともあるが、気分転換のために施設の外でカットを受けたいという施設入所者も多く、理・美容車の需要はかなりある。
- ・ 当社は高齢者施設を中心に営業しているが、保有している理・美容車は大型（4トン級）のため、個人宅からの予約は断らざるを得ない状況である。小型の理・美容車を使用することができるようになれば、在宅介護の分野等にも進出できるため、一定の効果はあると考える。
- ・ 施設の設置場所や駐車スペースの状況により、大型車が入れない施設等もあるため、小型車のメリットはある。

(注) 当省の調査結果による。

事例1-(1)-③	
件名	薬局における調剤に必要な設備及び器具
改善の方向	厚生労働省は、薬局に備えるべき調剤に必要な設備及び器具について、適切かつ安全な医薬品の供給及び事業者の負担軽減を図るため、薬局における使用実態等を踏まえ、必要最小限となるよう見直しを図る必要がある。
意見・要望等	<p>薬局に備えていなければならない設備及び器具の中には、全く使用されていないものもみられるが、薬局開設の許可基準となっているために、薬局では、これらの設備及び器具を購入するための費用負担が生じている。薬局における調剤の実態等を踏まえ、これらの設備及び器具の備付け義務を緩和すべきではないか。</p> <p style="text-align: right;">(保健所)</p>
府省名	厚生労働省
関係法令名	薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号）
調査結果	<p>[制度の概要]</p> <p>薬局は、次に掲げる調剤に必要な設備及び器具を備えていなければならない（薬局等構造設備規則第1条第1項第11号）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 液量器（20cc及び200ccのもの） ・ 温度計（100度） ・ 水浴 ・ 調剤台 ・ 軟膏板 ・ 乳鉢（散剤用のもの）及び乳棒 ・ はかり（感量10mgのもの及び感量100mgのもの） ・ ビーカー ・ ふるい器 ・ へら（金属製のもの及び角製又はこれに類するもの） ・ メスピペット及びピペット台 ・ メスフラスコ及びメスシリンダー ・ 薬匙（金属製のもの及び角製又はこれに類するもの） ・ ロート及びロート台 ・ 調剤に必要な書籍（磁気ディスクをもって調製するものを含む。） <p>[問題となる実態等]</p> <p>調査した6薬局における薬局等構造設備規則で定められた主な調剤に必要な設備及び器具の使用状況をみると、メスピペット、ピペット台等、表1の設備及び器具については使用していない状況がみられた。事業者は、近年、製薬会社から購入した医薬品を加工等することなくそのまま処方することが多くなったため、これらの設備及び器具を使用する機会は著しく減少しているとしている。</p> <p style="text-align: center;">↓</p>

表1 調剤に必要な主な設備及び器具の使用状況

設備及び器具の名称	A薬局	B薬局	C薬局	D薬局	E薬局	F薬局
メスピペット	×	×	×	×	×	×
ピペット台	×	×	×	×	×	×
メスフラスコ	×	×	×	×	×	×
メスシリンダー	×	×	×	×	×	×
ロート	×	×	○	×	×	×
ロート台	×	×	○	×	×	×
水浴	×	×	○	○	×	×
ビーカー	×	×	○	○	×	×

(注) 1 当省の調査結果による。

2 設備及び器具を使用している場合は「○」印を、使用していない場合は「×」印を付している。

また、調査した1薬局では、薬局開設時にこれらの設備及び器具を購入するために、表2のとおり、1万6,000円から2万2,000円程度の費用負担があるとしている。

表2 設備及び器具を備えるために事業者が負担している費用

設備及び器具の名称	主な用途	価格
メスピペット	薬剤の計量	3,880円 ~ 6,000円
ピペット台	同上	
メスフラスコ	同上	5,080円 ~ 6,000円
メスシリンダー	同上	
ロート	同上	2,270円 ~ 3,400円
ロート台	同上	
水浴	煎じ薬の温め	4,650円 ~ 5,300円
ビーカー	薬剤の計量	480円 ~ 1,650円
計		16,360円 ~ 22,350円

(注) 当省の調査結果による。

厚生労働省では、平成10年に薬局等構造設備規則を改正（平成10年厚生省令第40号）し、調剤技術の進歩や医薬品の使用状況に鑑み、ほとんど使用されなくなったと思われる調剤器具（浸煎剤器、滴びん、乳鉢、るつぼ及びるつぼはさみ）について備付けを不要とする見直しを行った。しかし、その後、設備及び器具の見直しは行われておらず、使用実態の乏しい表1に掲げた設備及び器具についても備付け義務の対象から除外する余地があると考えられる。

また、調剤に必要な設備及び器具のうち、液量器（注）については、20cc及び200ccのものを備え付けることとされている。

（注）液量器は、液体の薬品を計量するために使用される設備であり、20cc、200ccのほかにも、10cc、50ccなど多様な種類が市販されている。

このことについて、調査した2薬局では、液量器は使用頻度が高く必要なものであるが、実際の調剤の現場では、表3のとおり、200cc

のものは全く使用していないため、現場の実態に合った設備及び器具にしてほしいとしている。

表3 液量器の使用状況

薬局名	20cc	30cc	50cc	100cc	200cc
A薬局	○	○	○	○	×
B薬局	×	○	○	○	×

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 二重線枠は、薬局等構造設備規則で規定されている容量を表す。

(参考)

表4 薬局数の推移

年度	平成22	23	24
薬局数(局)	53,001	54,780	55,797

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 平成22年度については、宮城県及び福島県の一部は未計上。

事例 1-(1)-④	
件 名	空気調和設備の点検頻度
改 善 の 方 向	厚生労働省は、特定建築物に係る個別管理方式の空気調和設備の排水受けの点検頻度について、事業者の負担軽減を図るため、運転条件や汚れを検知するセンサーの有無など、設備の状況に応じた取扱いを認める必要がある。
意見・要望等	近年、個別管理方式の空気調和設備を複数台設置する建築物が増加しているが、設置台数が多いため、1か月に1回の排水受けの点検が行われていない施設が多くみられる。全設備の排水受けを毎月点検するのは事実上困難となっている実態を踏まえ、個別管理方式の空気調和設備の排水受けについては、点検頻度を見直すべきではないか。 (保健所)
府 省 名	厚生労働省
関 係 法 令 名	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下、本事例において「建築物衛生法」という。） 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和45年政令第304号。以下、本事例において「建築物衛生法施行令」という。） 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号。以下、本事例において「建築物衛生法施行規則」という。）
調 査 結 果	[制度の概要] 特定建築物（注1）の管理者等は、病原体によって居室の内部の空気が汚染されることを防止するため、空気調和設備（注2）内に設けられた排水受けについて、使用開始時及び使用を開始した後、一月以内ごとに一回、定期的に、その汚れ及び閉塞の状況を点検し、必要に応じ、その清掃等を行わなければならない（建築物衛生法第4条、建築物衛生法施行令第2条第1号ニ及び建築物衛生法施行規則第3条の18第4号）。 また、特定建築物の管理者等は、空気調和設備による空気環境の維持管理状況を確認するため、二月以内ごとに一回、定期的に、浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率等を測定しなければならない（建築物衛生法施行規則第3条の2第3号イ。以下「空気環境測定」という。）。 (注1) 興行場、百貨店、集会場、図書館、店舗、事務所、学校、旅館等のうち、延床面積が3,000平方メートル以上の建築物等（建築物衛生法施行令第1条） (注2) 空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給をすることができる設備（建築物衛生法施行令第2条第1号イ） 空気調和設備は、中央管理方式と個別管理方式（注3）に大きく分けられるが、個別管理方式の空気調和設備については、平成14年の建築物衛生法施行令及び建築物衛生法施行規則の一部改正により、15年4月1日から、維持管理の対象とされ、排水受けの定期点検が義務

付けられた。

(注3) 一般的に、中央管理方式とは、各居室に供給する空気を中央管理室等で制御し、一元的に温度調節等を行う方式であり、個別管理方式とは、熱源と空気調和機とが一体となっており、空気調和設備ごとに温度調節等が可能な方式をいう。

[問題となる実態等]

調査した7特定建築物の管理者及び4ビル管理業者における、調査日現在(平成25年11月)の個別管理方式の空気調査設備の点検方法を調査したところ、表1のとおり、1か月に1回の点検を適切に実施しているのは1事業者のみであった。

その理由として、個別管理方式の空気調和設備の場合、中央管理方式と比べて設置台数が多く、点検・清掃に必要な時間的・金銭的なコストがかさむほか、機種によっては、機器の分解や天井等の内装工事が必要となることなどを挙げており、全ての排水受けについての1か月に1回の点検は事実上困難であるとしている。

当該事業者は、管理する特定建築物に設置している空気調和設備が4台と少ない上、全て排水受けの確認が容易な機種であり、1台当たりの点検時間が5分程度で済むため、1か月に1回の点検が可能であるとしている。

表1 個別管理方式の空気調和設備の点検の状況

事業者	点検頻度	1か月に1回	年1～2回	年1回未満
7特定建築物管理者		1事業者	3事業者	3事業者
4ビル管理業者		0事業者	3事業者	1事業者

(注) 当省の調査結果による。

また、調査した4事業者においては、個別管理方式の空気調和設備の点検・清掃について、表2のとおり、i) 月1回の点検は事実上困難である、ii) 月1回の点検を適切に実施した際の費用が負担であるなどの意見を有している。



表2 個別管理方式の空気調和設備の点検・清掃に関する事業者の意見

事業者の区分	点検・清掃の頻度	意見の内容
特定建築物管理者	年2回	<ul style="list-style-type: none"> 年2回の保守点検で適切に維持管理が可能 年中無休のテナントビル等の場合、<u>月1回の点検実施は事実上困難ではないか。</u>
特定建築物管理者	年1～2回	<ul style="list-style-type: none"> 2か月に1回の空気環境測定で衛生的な空気環境が確保されているか確認可能 個別管理方式の場合、100台以上設置されている場合もあり、<u>それらを全て月1回点検するのは現実的ではない。</u>
ビル管理者	年1回未満	<ul style="list-style-type: none"> 個別管理方式の空気調和設備の分解には、100項目近い作業が必要となるため、通常は、2～8年に1回程度の点検である。 <u>排水受けの点検・清掃を行う場合、1台当たり2万円程度を請求することになる。</u>
特定建築物管理者	年1回未満	<ul style="list-style-type: none"> フィルター清掃は随時行っているが、排水受けの点検は未実施（過去に、機器の不調で室内機を分解した際に、排水受けの点検を行ったものがある程度） 排水受けの点検を行う場合、1台当たり2～3万円の費用負担があるため、テナントビルの賃料の値上げによる入居企業の退去につながる可能性がある。

(注) 当省の調査結果による。

このうち、表3のとおり、管理する特定建築物に68台の個別管理方式の空気調和設備があり、点検・清掃を行うためには、天井の内装工事が必要で、月1回の実施は困難であるとする事業者もみられた。

表3 個別管理方式の空気調和設備の月1回の点検が困難であるとする例

(特定建築物の概要)

延床面積	13,726㎡
個別管理方式の空気調和設備の設置台数	計68台

(個別管理方式の空気調和設備の排水受けの点検・清掃状況等)

点検・清掃の頻度	平成21年度以降、点検・清掃を未実施 ※点検・清掃はビル管理者へ委託
月1回の点検・清掃を実施していない理由	ビル管理者は、空気調和設備を点検・清掃するためには、天井の内装工事が必要となるため、月1回実施することは事実上困難であるとしている。
月1回の点検・清掃を実施していないことによる支障	特定建築物の管理者は、空気調和設備の不具合は発生しておらず、居室内部の空気の汚染や居住者の健康被害等も発生していないことから、特段の支障はないとしている。
点検・清掃に要する負担	ビル管理者は、仮に点検を実施する場合には、天井の内装工事を必要とする機種の場合、内装工事担当及び点検・清掃担当の計4名体制で、1台当たり1日～2日は必要であるとしている。

(注) 当省の調査結果による。

一方、調査した5市町村では、個別管理方式の空気調和設備について、表4のとおり、特定建築物の管理者等に対して全ての排水受けについて1か月に1回の点検を求めている。

表4 5市町村における特定建築物の管理者等に対する指導状況

指導状況	市町村数
空気調和設備は、運転時間や設置場所で汚れ具合が異なるため、これらの <u>運転条件が同じものや型式別にグループ分けし、各グループの代表設備を点検するよう指導している。</u>	2
空気調和設備の排水受けの汚れを検知するセンサーがついているものについては、 <u>3か月に1回の目視点検でも差し支えないことを指導している。</u>	1
個別管理方式の空気調和設備については、衛生上の問題等が発生していないことから、 <u>1か月に1回、全空気調和設備の排水受けを点検するよう指導は行っていない。</u>	2

(注) 当省の調査結果による。

厚生労働省は、レジオネラ属菌など甚大な健康被害につながるおそれがある病原体によって居室内の空気が汚染されることを防止するための措置の一つとして1か月に1回の点検を求めているが、空気調和設備の排水受けの点検・清掃の未実施等を原因とした健康被害の状況把握はしていない。

また、上記のとおり、調査した7特定建築物の管理者及び4ビル管理業者においては、全ての排水受けについて1か月に1回の点検を実施している事業者は1事業者しかなく、個別管理方式の空気調和設備については、点検そのものが事実上困難な実態も見受けられるところである。さらに、市町村では、i) 運転条件や型式別にグループ化した上でその代表設備のみを抜き取り点検する、ii) 汚れを検知するセンサーがついている場合には点検頻度を緩和するなどの指導が行われている。

このような実態も踏まえ、特定建築物の個別管理方式の空気調和設備の排水受けの点検頻度については、空気環境の悪化による人体への影響等が発生しない範囲内で、設備の状況等に応じた取扱いを認める余地があると考えられる。

(参考)

表5 特定建築物の推移

年度	平成22	23	24
特定建築物数	41,977	43,137	43,236

(注) 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

事例1-(1)-⑤	
件名	エキスパンションジョイントで接合された既存建築物の構造計算適合性判定
改善の方向	国土交通省は、建築主の負担軽減を図るため、現行法に適合している既存建築物にエキスパンションジョイントを介して増築する場合、既存部分が現行法に基づく建築確認を既に受け、その後の改変がないなど現行の基準に適合していることが明らかな場合には、再度構造計算を行うことは不要であることを明確化する必要がある。
意見・要望等	既存建築物と増築建築物をエキスパンションジョイントで接合した場合、それぞれ構造計算適合性判定が必要とされているが、相互に応力を伝えない構造であり、建築主には同判定の手数料が負担となるため、建築確認を受けた既存建築物については不要とすべきである。 (特定行政庁)
府省名	国土交通省
関係法令名	建築基準法（昭和25年法律第201号） 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）
調査結果	<p>[制度の概要]</p> <p>建築主は、建築物の新築、増築等を行う場合、工事に着手する前に、特定行政庁（都道府県、人口25万人以上の市等）に置かれる建築主事等の確認を受けなければならない（建築基準法第6条第1項）、このうち高さ13m又は軒の高さが9mを超える木造建築物等(注1)について、建築主事は、都道府県知事又は知事が指定する指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定を求めなければならない（建築基準法第6条第5項及び同法第18条第4項）。</p> <p>(注1) 構造計算適合性判定の対象となる建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高さが13m又は軒の高さが9mを超える木造の建築物 ・ 地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物 ・ 高さが20mを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物 等 <p>二以上の部分がエキスパンションジョイント(注2)その他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物については、それぞれが別の建築物とみなされるが（建築基準法施行令第81条第4項）、既に建築確認を受けた既存建築物であっても、法令等に例外規定はなく、構造計算適合性判定は必要となっている。</p> <p>(注2) 相互に応力を伝えない接合部</p> <p>なお、新たな規定の施行又は適用により建築基準法令の規定に適合しない既存建築物（以下「既存不適格建築物」という。）について一定の範囲で増改築する場合には、建築基準法第86条の7第1項の規定に基づき同法第20条の規定が適用されないため、構造計算適合性判定</p>

の対象となる構造計算に相当する構造計算を行う場合であっても、構造計算適合性判定の対象外となっていたが、平成26年6月4日に公布された建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）により、建築基準法第86条の7第1項の規定により既存不適格建築物に対する制限の緩和措置が講じられる場合でも、現行の構造計算適合性判定の対象となる構造計算に相当する構造計算を行う場合には、構造計算適合性判定の対象とすることとなった。

[問題となる実態等]

調査した5指定構造計算適合性判定機関(注3)における平成19年度から24年度までのエキスパンションジョイントで接合された既存建築物に係る構造計算適合性判定の申請件数は、20件となっている。

(注3) 構造計算適合性判定の全部又は一部を行うことができる機関で、都道府県知事が指定。

また、調査した3特定行政庁は、表1のとおり、既存建築物の構造計算適合性判定を不要としても支障はないとしている。

表1 特定行政庁における意見

意見の内容
建築確認を受け適法とされた建物にエキスパンションジョイントを使用して増築するのであれば、それぞれの建物は独立していることから、 <u>既存建築物の構造計算適合性判定を不要とするのは妥当な意見</u> と考える。
建築確認を受け適法と判断された建物にエキスパンションジョイントを使用して増築するのであれば、既存建築物に構造上ほとんど影響を与えることはないので、既存建築物については、 <u>構造計算適合性判定は必要ない</u> と考える。
既存建築物にエキスパンションジョイントで接合して増築する場合、既存建築物に対しては影響が及ばないので、 <u>構造計算適合性判定は不要</u> であると考える。

(注) 当省の調査結果による。

さらに、1指定構造計算適合性判定機関でも、表2のとおり、既存建築物の構造計算適合性判定を不要としても支障はないとしている。

表2 指定構造計算適合性判定機関における意見

意見の内容
建築確認を受け構造上も問題ないとされた建物であることから、エキスパンションジョイントを使用して増築した場合は、 <u>既存建築物部分の構造計算適合性判定を不要としても支障はないもの</u> と考える。

(注) 当省の調査結果による。

また、表3のとおり、調査した2建築事務所は、i) 増築により

既存建築物に影響はないため廃止すべきである、ii) 既存建築物の構造計算適合性判定がなくなると、施設を拡大する場合の増築計画の可能性が広がるとしている。

表3 建築事務所の意見

意見の内容
<u>審査料が高額であり、増築により既存建築物に影響はないのであるから廃止すべき</u> である。
<u>既存建築物を構造関係の現行法規に適合することを証明せずに、増築計画を行えるため、増築計画の可能性が広がる。</u> 例えば、工場などで当初見込んだ製品の出荷予定が大幅に増え、製造ラインをつなげて施設を拡大したい時、既存建築物が現行法規に適合しないため、仕方なく別棟を考えたが、利便性が良くないため計画がとん挫したことがある。

(注) 当省の調査結果による。

なお、構造計算適合性判定の手数料は、各都道府県の条例において定められており、床面積を基に計算されるが、手数料について把握できた調査対象の1指定構造計算適合性判定機関における既存建築物の構造計算適合性判定に要した手数料をみると、延べ床面積1,112.49㎡の建物で27万2,000円となっている。

事例1-(1)-⑥													
件名	浄化槽の法定検査の点検項目												
改善の方向	環境省は、浄化槽管理者の負担の軽減を図るため、法定検査について、更に推進することも含め、全国の法定検査に関する実態を踏まえ、法定検査の在り方を見直す必要がある。												
意見・要望等	浄化槽の法定検査の実施項目の軽減を検討してほしい。 (浄化槽管理者)												
府省名	環境省												
関係法令名	浄化槽法(昭和58年法律第43号)												
調査結果	<p>[制度の概要]</p> <p>浄化槽管理者は、毎年1回、都道府県知事が指定する指定検査機関の行う水質に関する検査(以下「法定検査」という。)を受けなければならない(浄化槽法第11条)。</p> <p>また、法定検査の項目については、「浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の項目、方法、その他必要な事項について」(平成7年6月20日付け衛浄第33号。厚生省生活衛生局水道環境部長通知)及び「浄化槽法定検査判定ガイドライン(平成14年2月改訂版)」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽対策室。以下「ガイドライン」という。)により、表のとおり示されている。</p> <p style="text-align: center;">表 浄化槽法第11条に基づく法定検査の主な検査項目</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>検査項目</th> <th>主な項目内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外観検査</td> <td>75項目</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・設置状況(浄化槽の破損又は変形の状況 等) ・設置の稼働状況(ポンプの稼働状況 等) ・水の流れ方の状況(流入管渠の水路の状況 等) ・使用の状況(油脂類の流入状況 等) ・悪臭の発生状況(悪臭の発生状況 等) ・消毒の実施状況(消毒剤の有無 等) ・か、はえ等の発生状況 </td> </tr> <tr> <td>水質検査</td> <td>5項目</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・水素イオン濃度(PH) ・汚泥沈殿率 </td> </tr> <tr> <td>書類検査</td> <td>6項目</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・保守点検記録(記録の有無、内容 等) ・清掃記録(記録の有無、内容 等) </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ガイドラインに基づき当省が作成した。</p> <p>さらに、平成7年6月、厚生省(当時)は、「浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の効率的な推進等について」(平成7年6月20日付け衛浄第35号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知)により、都道府県及び政令市に対して、法定検査の効率化、実施率の向上を図るため、環境省との協議を行い、BOD検査(注)の導入による効率化検査の実施を図る方策を</p>	区分	検査項目	主な項目内容	外観検査	75項目	<ul style="list-style-type: none"> ・設置状況(浄化槽の破損又は変形の状況 等) ・設置の稼働状況(ポンプの稼働状況 等) ・水の流れ方の状況(流入管渠の水路の状況 等) ・使用の状況(油脂類の流入状況 等) ・悪臭の発生状況(悪臭の発生状況 等) ・消毒の実施状況(消毒剤の有無 等) ・か、はえ等の発生状況 	水質検査	5項目	<ul style="list-style-type: none"> ・水素イオン濃度(PH) ・汚泥沈殿率 	書類検査	6項目	<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検記録(記録の有無、内容 等) ・清掃記録(記録の有無、内容 等)
区分	検査項目	主な項目内容											
外観検査	75項目	<ul style="list-style-type: none"> ・設置状況(浄化槽の破損又は変形の状況 等) ・設置の稼働状況(ポンプの稼働状況 等) ・水の流れ方の状況(流入管渠の水路の状況 等) ・使用の状況(油脂類の流入状況 等) ・悪臭の発生状況(悪臭の発生状況 等) ・消毒の実施状況(消毒剤の有無 等) ・か、はえ等の発生状況 											
水質検査	5項目	<ul style="list-style-type: none"> ・水素イオン濃度(PH) ・汚泥沈殿率 											
書類検査	6項目	<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検記録(記録の有無、内容 等) ・清掃記録(記録の有無、内容 等) 											

示している。

(注) BOD検査とは、浄化槽内の微生物が、水中の有機物などを酸化分解するのに必要な酸素量(生物化学的酸素要求量。略称はBOD)を測定する検査であり、酸素量が大きいほど水は汚れた状態、小さいほど水はきれいな状態と判断される。また、効率化検査とは、BOD検査を導入することにより、ガイドラインで示された検査項目を軽減して実施する検査を指す。

[問題となる実態等]

環境省では平成7年度から効率化検査の推進を図っており、導入から20年近く経過していることもあり、26年2月末現在、効率化検査を導入しているのは30都道府県となっている。また、環境省は、効率化検査を導入していない17都道府県のうち5都道府県については、効率化検査の導入を検討中であるとしており、これを含めると4分の3の都道府県で導入されることとなる。

また、今回、調査した3都道府県においては、1都道府県では20人規模の浄化槽の検査費用が全項目検査では5,000円のところ、効率化検査では3,800円に軽減され、検査時間についても、2都道府県では全項目検査が30分程度であるところ、効率化検査では20分程度に短縮されている。

一方、環境省では、効率化検査の導入や導入の際にどのような方法(項目の省略等)で検査を実施するかについては、都道府県の判断であり、その前提として、地域における浄化槽の設置数、地理的条件、現時点での受検率の状況等により、必要となる検査体制や検査コスト等が異なってくることから、効率化検査の実施や省略する項目は、現状では、これらの状況に応じて異なる場合があってもやむを得ないものとしている。

なお、環境省では、法定検査のあり方についての検討を進め、効率化検査の考え方と同様に、「BOD検査導入」による検査業務効率化を図る「基本検査」が提案されているが、未だ、導入はされていない。

事例1-(2)-①	
件名	製造所固有記号制度
改善の方向	<p>消費者庁は、製造所固有記号制度の信頼性を向上させ、消費者や保健所が製造所固有記号から容易に製造所の所在地及び製造者の氏名を把握することができるよう、製造所固有記号制度に変更・廃止手続を設け、現在使用されている記号のみが掲載される仕組みを整備した上で、消費者に公開することが必要である。</p> <p>また、製造所固有記号の届出方法について、オンライン手続などを設けることが必要である。</p>
意見・要望等	<p>製造所固有記号制度においては、i) 同一記号が複数の製造所で使用されている、ii) 変更・廃止の手続制度がなく既に使用していない記号が残存している等の状況にあることから、現在使用している記号の検索がしにくいなどの問題があり、保健所でも利活用しにくいものとなっている。データの信頼性が高く、一般消費者にも利用しやすいものにしてほしい。</p> <p style="text-align: right;">(保健所)</p>
府省名	消費者庁
関係法令名	<p>食品衛生法（昭和22年法律第233号） 食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号。以下、本事例において「表示基準府令」という。） 食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第46号。以下、本事例において「乳等表示基準府令」という。）</p>
調査結果	<p>[制度の概要]</p> <p>内閣総理大臣は、一般消費者に対する公衆衛生上必要な情報の正確な伝達の見地から、消費者委員会の意見を聴いて、販売の用に供する食品、添加物等に関する表示についての基準を定めることができることとされている（食品衛生法第19条第1項）。</p> <p>また、食品、添加物等について、この内閣総理大臣の定める基準に合う表示がなければ、これを販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならないこととされている（食品衛生法第19条第2項）。</p> <p>さらに、食品又は添加物であって販売の用に供するものは、容器包装を開かないでも容易にみることができるよう当該容器包装又は包装の見やすい場所に名称、賞味期限又は消費期限、製造所（加工所）の所在地及び製造者（加工者）の氏名等を記載しなければならない（表示基準府令第1条第2項及び乳等表示基準府令第3条第2項）。</p> <p>ただし、製品の容器包装の表示面積が小さいため、上記の表示がで</p>

きない場合等に、製造者の住所及び氏名並びに製造者が消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号（アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの組合せによるもの）又は、販売者の住所、氏名及び販売者である旨並びに製造者及び販売者が連名で消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号の記載をもって、製造所所在地及び製造者の氏名の表示に代えることができるとされている（表示基準府令第10条及び乳等表示基準府令第3条第2項）。

消費者庁が製造所固有記号の届出を行う事業者用に作成した「製造所固有記号に関する手引き（Q&A）」（平成21年9月消費者庁食品表示課）によれば「この製造所固有記号は、あらかじめ製造者又は製造者と販売者が連名で消費者庁長官に届け出るものであり、製造を他社工場に委託している販売者が自社の名称、所在地を表示することが認められている。このため、1販売者から複数の工場（製造所）に製造を委託する場合、販売者と記号の組合せから工場（製造所）を特定できるよう1工場（製造所）ごとに異なる製造所固有記号を取得する必要がある。」とされている。

また、消費者庁では、食中毒事故等が発生した際に、保健所等の関係部署が製造者を特定し、原因究明を迅速に図れるようにするため、事業者から届出のあった製造所固有記号の情報をデータ化し、製造所固有記号データベースに登録しており、平成25年12月時点で、88万7,975件の製造所固有記号が登録されており、消費者庁のほか、都道府県、保健所等において検索等が可能となっている。

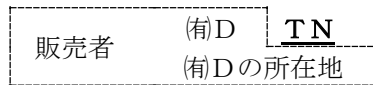
[問題となる実態等]

調査した9保健所において、製造所固有記号データベースの登録済データを確認したところ、次のとおり、異なる製造者及び製造所で製造されている製品に同じ記号が付けられており、製造者及び製造所の迅速な特定が困難な事例がみられた。



(事例) 製造者及び製造所が特定できないもの

- 1 製造者及び販売者が連名で届け出た製造所固有記号を使用する場合、製品には、表示基準府令第10条に基づき、i) 販売者の住所、氏名、販売者である旨（下記図表の点線部）、ii) 届け出た製造所固有記号（下記図表の下線部）が表示されている。



- 2 1の販売者「(有)D」の製造所固有記号「TN」を製造所固有記号データベースの登録済データでみると、以下のとおり、異なる複数の製造者、製造所住所及び製造所で登録されている。

製造者	製造所住所	製造所名
A(有)	愛知県	A(有)
B協同組合	埼玉県	B協同組合
C(株)	静岡県	C(株)

また、調査した6保健所では、業務において製造所固有記号データベースを利用していないとしている。その理由として、製造所固有記号制度には変更・廃止の手続きがなく、届出内容に変更が生じた場合は新たに記号を届け出るほか、使用しなくなった記号は削除されることなく蓄積されているため、実際に使用されている記号だけを特定することが困難となり、データベースとして使いにくいことを挙げている。

消費者庁では、製造所固有記号制度に変更・廃止の手続きがない理由について不明であるとしている。

一方、調査した事業者では、変更手続きがないことにより、事業所が製造所を移転した場合に、新たな製造所固有記号を届け出なければならぬため、届出済みの製造所固有記号が印字された外装フィルムを廃棄することになり、数十万円から数百万円分の損失が生じたとしており、また、移転元の製造所の固有記号は今後使用されることはないにもかかわらず、廃止手続きがないため、製造所固有記号データベースに残ったままとなっているとしている。

さらに、製造所固有記号の届出方法は郵送に限定されているが、調査した事業者は、毎年数十件の製造所固有記号の届出を行っているため、オンラインでも手続可能としてほしいとしている。

加えて、製造所固有記号データベースは、消費者や事業者には公開されていないが、この理由について消費者庁は、食中毒等が発生した際に、その原因となった製造所等を把握し、被害の拡大防止を

	<p>図ることを目的としているものであり、一般に公開する必要性が低かったためであるとしている。</p> <p>しかし、食品衛生法第19条において、同条に基づく表示の基準は、一般消費者に対する食品等に関する公衆衛生上必要な情報の正確な伝達の見地から定めるものとしていることから、当該表示に代えて表示することとされている製造所固有記号の内容は本来消費者に公表されるべきものと考えられる。</p>
--	---

事例1-(2)-②	
件名	クリーニング師の研修等
改善の方向	厚生労働省は、クリーニング師研修及び業務従事者講習の持つ役割を踏まえつつ、通信制の活用などにより、受講者の利便性や受講率の向上等が図られるよう、都道府県と連携した対応を行う必要がある。
意見・要望等	クリーニング師研修及び業務従事者講習を受講させるため、クリーニング師が不在になると、その間、業務が停滞するほか、会場までの交通費が発生するため、通信制で行うことができるようにしてほしい。 (事業者)
府省名	厚生労働省
関係法令名	クリーニング業法（昭和25年法律第207号） クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）
調査結果	<p>[制度の概要]</p> <p>クリーニング業を営む者（以下「営業者」という。）は、クリーニング所ごとに、一人以上のクリーニング師を置かなければならない（クリーニング業法第4条）。</p> <p>クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、クリーニング師の資質の向上を図るための研修（以下「クリーニング師研修」という。）を、業務に従事した後1年以内及びその後3年を超えない期間ごとに受けなければならない。営業者は、クリーニング師に対し研修を受ける機会を与えなければならない（クリーニング業法第8条の2第1項及び同条第2項、クリーニング業法施行規則第10条の2第1項及び同条第2項）。</p> <p>また、営業者は、クリーニング所の開設の日から1年以内及びその後3年を超えない期間ごとに、業務従事者の数に5分の1を乗じて得た数の者に対し、当該業務に関する知識の修得及び技術の向上を図るための講習（以下「業務従事者講習」という。）を受けさせなければならない（クリーニング業法第8条の3、クリーニング業法施行規則第10条の3第1項及び同条第2項）。</p> <p>都道府県知事は、厚生労働大臣の定める基準に従い、クリーニング師研修及び業務従事者講習を指定することとされており（クリーニング業法第8条の2第1項及び同法第8条の3）、その方法については、「クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定について」（平成元年3月27日付け衛指発第46号厚生省生活衛生局長通知。以下「指定通知」という。）により、出席して受講するもの（第一型）と通信制で行うもの（第二型）の二通りの方法が示されている。</p> <p>なお、クリーニング師研修及び業務従事者講習は、消費者からの苦情件数の増加等を背景に、クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和63年法律第73号）により、平成元年から義務付けられたもので</p>

ある。

[問題となる実態等]

クリーニング師研修の受講率(注)は、表1のとおり、おおむね減少傾向にあり、受講を義務付けた平成元年度～3年度期の55.8%に対し、22年度～24年度期は32.5%にとどまっており、全体の約3分の2の者は受講していない状況がうかがえる。

(注) クリーニング師研修の受講率は、受講者数を従業クリーニング師数で除したものであるが、従業クリーニング師数の中には、既に廃業している者等が含まれている可能性がある。

表1 クリーニング師研修の受講者数、受講率の推移

年度	受講者数	受講率
平成元～3	41,131人	55.8%
4～6	46,306人	64.7%
7～9	32,134人	45.8%
10～12	28,330人	40.5%
13～15	23,096人	34.7%
16～18	19,875人	31.2%
19～21	19,168人	32.0%
22～24	17,991人	32.5%

(注) 公益財団法人全国生活衛生営業指導センターの資料に基づき当省が作成した。

また、業務従事者講習についても、表2のとおり、受講者数は減少傾向にあり、受講を義務付けた平成元年度～3年度期の3万5,089人に対し、22年度～24年度期では半分以下の1万3,788人となっている。

表2 業務従事者講習の受講者数の推移

年度	受講者数
平成元～3	35,089人
4～6	31,291人
7～9	24,993人
10～12	20,286人
13～15	15,899人
16～18	14,393人
19～21	14,791人
22～24	13,788人

(注) 1 公益財団法人全国生活衛生営業指導センターの資料に基づき当省が作成した。

2 クリーニングの業務に従事している者の人数が把握されていないため、受講率は算出できない。

一方、クリーニング師研修及び業務従事者講習の実施方法としては、出席して受講するもの(第一型)のほか、通信制で行うもの(第二型)があるが、指定通知において、第二型の対象者は、i)へき地離島に居住する者、ii)身体障害者、iii)その他都道府県知事が適当と認める者とされており、限定的なものとなっている。

そのため、調査した5都道府県の平成24年度におけるクリーニング

師研修及び業務従事者講習の開催状況をみたところ、業務従事者講習で第二型を採用しているのは1都道府県のみとなっている。

当該1都道府県では、多数の従業員を使用しているクリーニング所の場合、講習を受講するために多くの業務従事者を講習会場へ移動させなければならず、その交通費が発生するほか、クリーニング所の業務が滞ることによる事業者の負担を考慮して、業務従事者講習について第二型を採用しているが、同県内に所在するクリーニング事業者は、クリーニング師研修についても第二型で実施してほしいとしている。

また、調査した3クリーニング事業者においては、表3のとおり、受講に関して、研修を受講するための受講料、交通費等が負担となっていることなどから、一部の者しか研修を受講させていない状況がみられた。

表3 クリーニング師研修等の受講状況及び事業者の意見

意見の内容
<ul style="list-style-type: none">・研修内容は毎回同様であり、時勢にあったものではない。・研修受講のため、クリーニング所を休業日としなければならないほか、<u>受講料（5,000円）</u>、<u>会場までの交通費が負担</u>である。
<ul style="list-style-type: none">・クリーニング師、業務従事者ともに、一部の者だけ受講している。・当社では、自社の従業員を対象として、定期的に研修を行っているほか、業界団体の研修も受講させている。
<ul style="list-style-type: none">・二人のクリーニング師のうち、一人だけ研修を受講している。・<u>受講料（5,000円）の負担も大きい</u>。

(注) 当省の調査結果による。

事例1-(2)-③	
件名	狂犬病予防注射の実施頻度
改善の方向	厚生労働省は、狂犬病予防注射について、実施頻度の見直しを含めた狂犬病予防注射の在り方を見直す必要がある。
意見・要望等	<p>日本は、50年以上狂犬病が発生していない清浄国であるが、1年に1回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられている。予防注射は必要なものではあるが、1年に1回の接種義務付けは過度な規制であり、緩和することが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(保健所)</p>
府省名	厚生労働省
関係法令名	<p>狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）</p> <p>狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号）</p>
調査結果	<p>[制度の概要]</p> <p>犬の所有者は、犬を取得した日から30日以内に、その犬の所在地を管轄する市町村長又は区長に犬の登録を申請しなければならない(狂犬病予防法第4条第1項)、生後91日以上の子犬の所有者は、その犬について、狂犬病の予防注射を4月1日から6月30日までの間に毎年一回受けさせなければならない(狂犬病予防法第5条第1項及び狂犬病予防法施行規則第11条第1項)。</p> <p>狂犬病は、発症すれば致死率が100%であり、世界では年間約5万5,000人が死亡しており、そのうち半数以上はアジア地域での発生とされている。</p> <p>しかし、我が国においては、昭和32年に猫に感染した例を最後に50年間以上発生しておらず、狂犬病清浄地域とされている。</p> <p>[問題となる実態等]</p> <p>狂犬病予防注射の実施頻度については、昭和60年に従来半年に1回から現行の1年に1回へと見直しが図られている(地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律(昭和60年法律第90号)第20条)が、厚生労働省によると、その理由は、i) 59年に有効期間1年の狂犬病予防注射が薬事承認されたこと、ii) 地方公共団体の予防注射実施に係る業務負担の軽減等を図るためとしており、その後、約30年間、予防注射の実施頻度は見直されていない。</p> <p>また、現在、我が国で製造販売が認められている狂犬病予防注射(狂犬病ワクチン)は5種類あるが、狂犬病予防法を所管する厚生労働省及び動物用医薬品の製造販売の承認制度を所管する農林水産省に対し、狂犬病予防注射の免疫効果が持続する期間等について照会したところ、表1のとおり、免疫効果が持続する期間(以下、本事例において「免疫持続期間」という。)が具体的にどの程度であるかの回答は</p>

得られなかった。

表1 狂犬病予防注射の免疫持続期間の把握の有無等

区分	免疫持続期間の把握の有無等
厚生労働省	動物用医薬品である狂犬病ワクチンの承認等の業務は所管していないため、言及できる立場にない。
農林水産省	免疫持続期間は承認している事項ではないことから、個別のワクチンの免疫持続期間については言及する内容ではない。

(注) 当省の調査結果による。

調査した10保健所からは、狂犬病の危険性を踏まえ、予防注射を廃止すべきとの意見はなかったものの、i) 狂犬病予防注射の有効期間が1年であるならば1年に1回の予防注射の義務付けは妥当である、ii) 外国には有効期間が2年～3年の予防注射もある、iii) 科学的に1年以上の期間効果のあるワクチンが開発されれば実施頻度を延長しても支障はないとの意見があった。

一方、狂犬病の予防注射の実施時期を毎年4月から6月までの間に限定している理由について、厚生労働省は、市町村による集合注射や、犬の所有者に対する一律の接種呼びかけ等を短期間に集中して行うことにより、予防注射の注射率を高めるためとしている。

しかし、調査した1保健所では、犬の体調の状況によっては、当該期間内に予防注射を受けさせることが困難な場合もあるため、実施時期を自由にすべきではないかとの意見もみられた。

狂犬病予防注射を行う趣旨は、狂犬病の発生を未然に防ぐため、1年に1回の確実な接種を全ての犬の所有者に行わせることであるが、実施時期を限定しなくても、集中的な広報活動を行うことは可能であり、予防注射の実施時期を限定していることについて、見直しを図る余地はあると考えられる。

なお、犬の登録頭数に基づいた狂犬病予防注射の注射率（衛生行政報告例（平成24年度））は72.4%であるが、犬の飼育頭数の推計に基づいた注射率（「狂犬病の感受性動物の生体把握のための調査研究（平成22年度厚生労働科学研究）」及び「平成24年度全国犬・猫飼育実態調査結果（一般社団法人ペットフード協会）」）は、表2のとおり、50%を下回る状況がみられる。



表2 犬の登録頭数、飼育頭数及び狂犬病の予防注射の注射率

区分	衛生行政報告例	狂犬病の感受性動物の生体把握のための調査研究（厚生労働科学研究）	平成24年度全国犬・猫飼育実態調査結果（一般社団法人ペットフード協会）
登録頭数 (飼育頭数)	678万5,959頭	(約1,000万頭)	(約1,150万頭)
注射率	72.4%	約49%	約43%

(注) 1 衛生行政報告例（平成24年度）、「狂犬病の感受性動物の生体把握のための調査研究」（平成22年度厚生労働科学研究）及び「平成24年度全国犬・猫飼育実態調査結果」（一般社団法人ペットフード協会）に基づき当省が作成した。

2 「狂犬病の感受性動物の生体把握のための調査研究」及び「平成24年度全国犬・猫飼育実態調査結果」における注射率は、衛生行政報告例（平成24年度）の注射頭数（491万4,347頭）を用いて当省が試算した。

事例 1-(2)-④	
件名	調理師業務従事届
改善の方向	厚生労働省は、調理師業務従事届について、廃止を含めた調理師業務従事届の在り方を見直す必要がある。
意見・要望等	調理師業務従事届の目的、活用状況が不明確であり、届出も徹底されていないことから、調理師及び行政機関の負担軽減の観点から、同届の廃止を含めた見直しを行うべきである。 (保健所)
府省名	厚生労働省
関係法令名	調理師法（昭和33年法律第147号） 調理師法施行令（昭和33年政令第303号） 調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）
調査結果	<p>[制度の概要]</p> <p>調理師の免許を受けようとする者は、住所、氏名、生年月日等を記載した調理師免許申請書を住所地の都道府県知事に提出しなければならない（調理師法第3条第1項、同法施行令第1条及び同法施行規則第1条）。都道府県は、調理師名簿を備え、免許に関する事項を登録することとなっており、申請書の提出を受けた都道府県では、同名簿に登録することで免許を与え、調理師免許証を交付する（調理師法第5条）。</p> <p>多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理の業務に従事する調理師は、2年に1回、氏名、住所、就業場所等を、就業地の都道府県知事に届け出なければならない（調理師法第5条の2第1項。以下、本届出を「調理師業務従事届」という。）。</p> <p>調理師業務従事届は、調理師法の一部を改正する法律（平成5年法律第60号）により、調理師の資質の向上を目的とする研修事業等に活用するとして平成6年から新たに義務付けられたものである。</p> <p>[問題となる実態等]</p> <p>都道府県が作成する調理師名簿には、現住所の記載がないため、都道府県では、免許申請時の調理師の住所しか把握しておらず、その後、転居等があった場合の現住所を把握していない。</p> <p>調査した6都道府県のうち、3都道府県は、都道府県調理師会や関係団体に調理師業務従事者届の周知依頼を行い、都道府県調理師会や関係団体では、会員となっている調理師に対して調理師業務従事届を配布又は届け出るよう周知している。調理師全てがこれらの団体の会員となっているわけではなく、その周知の範囲は限定的である。</p> <p>また、2都道府県では、そもそも調理師業務従事届の受付事務等を都道府県調理師会に委託しており、配布先は調理師会の会員が主体と</p>

なっている。

そのため、表1のとおり、調理師免許の交付者数（約364万人）に対し、就業調理師数（調理師業務従事届の届出件数）は約24万人にとどまっており、免許交付者数に含まれる死亡等の数を考慮しても、届出の不履行が相当数あると考えられる。

表1 調理師免許交付者数及び就業調理師数（平成24年末現在）

区分	人数	対比
調理師免許の交付者数（累計）	3,636,253人	100.0
就業調理師数 （調理師業務従事届の届出件数）	238,508人	6.6

（注）「平成24年度衛生行政報告例」（厚生労働省）に基づき当省が作成した。

厚生労働省では、調理師業務従事届に係るデータについて、表2のとおり、就業場所別（学校、病院、社会福祉施設等の11種類）の就業者数のみを都道府県から報告を受け、衛生行政報告例（統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査）に計上している。

表2 厚生労働省が都道府県から報告を受けているデータの内容

○ 以下の就業場所別の就業者数の合計数

- ・ 寄宿舍
- ・ 学校
- ・ 病院
- ・ 事業所
- ・ 社会福祉施設
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 矯正施設
- ・ 飲食店営業
- ・ 魚介類販売業
- ・ そうざい製造業
- ・ その他

※調理師の氏名、住所等のデータは報告対象とはなっていない。

（注）厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

厚生労働省は、集計したデータについて、社会福祉施設や介護老人保健施設における就業調理師数の増加などを踏まえ、調理師養成施設のカリキュラム等の見直しなど、調理師の在り方を検討する際の基礎資料として活用しているとしているが、調理師業務従事届の配布の範囲が限定的であることからすると、集計したデータが調理の業務に従事している調理師の実態を正確に反映したものとは考え難い。

また、調査した6都道府県においても、この就業場所別の調理師就業者数のデータを活用しているところはなく、調理師業務従事届を廃止したとしても何ら支障はないとしている。

事例1-(2)-⑤	
件名	特別養護老人ホームに設置する医務室の取扱い
改善の方向	厚生労働省は、特別養護老人ホームの医務室について、利用実態等を把握しつつ、特別養護老人ホームの医療提供の在り方を検討する必要がある。
意見・要望等	<p>特別養護老人ホーム（以下「特養ホーム」という。）の医務室は医療法上の診療所と大きく異なる運用がなされているケースが多い。このため、現状に即した運用となるよう、特養ホームの医療体制を低下させない範囲で、医務室を診療所とする要件を外すことを検討すべきではないか。</p> <p style="text-align: right;">（保健所）</p>
府省名	厚生労働省
関係法令名	老人福祉法（昭和38年法律第133号） 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下、本事例において「特養ホーム基準」という。）
調査結果	<p>[制度の概要]</p> <p>特養ホームには医務室を設けなければならない、医務室は、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項（注）に規定する診療所としなければならない（特養ホーム基準第11条第3項第7号及び同条第4項第6号イ）。</p> <p>（注）医療法第1条の5第2項 「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。</p> <p>診療所は医師に管理させなければならない、当該医師は、都道府県知事の許可を受けない限り、他の病院、診療所を管理してはならない（医療法第10条第1項及び同法第12条第2項）。</p> <p>また、特養ホームには、入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うための医師を職員として配置しなければならない（特養ホーム基準第12条第1項第2号）。</p> <p>[問題となる実態等]</p> <p>調査した15特養ホームの診療所の医師は、全て、医療法第12条第2項の許可を受けた他の病院又は診療所との兼務の医師である。</p> <p>そのため、14特養ホームでは、医師が特養ホームの医務室に常駐しておらず、そのうち、13特養ホームでは、表1のとおり、週1～2日、2時間以内の診療が行われている状況がみられた。</p> <p>また、i) 診療は、医務室内で行われず、入居者の居室内で行われている、ii) 医務室は、施設職員の詰所として利用している、iii) 入居者の診療録（カルテ）は医務室内に保管せず、医師の本務の病院又</p>

は診療所で保管されているなど、通常の診療所とは異なる利用実態がみられた。

表1 15特養ホームにおける診療等の状況

1 診療回数・診療時間		
診療時間 診療回数	2時間以内	2時間超
週1～2回	13事業者	1事業者
週3回以上	0事業者	1事業者 ※
2 診療場所		
入居者の居室	15事業者	
医務室	0事業者	
3 医務室の使用状況		
職員の詰所・休憩所として使用	5事業者	
医薬品や医療器具の保管場所として使用	4事業者	
職員の打合せスペース、入居者の家族との相談室として使用	4事業者	
軟膏の塗布等の簡単な処置室として使用	3事業者	
普段は全く使用していない	3事業者	
医師が常駐している	1事業者	
4 診療録（カルテ）の保管場所		
医務室内	3事業者	
医師の本務の病院又は診療所	10事業者	
医務室及び医師の本務の病院又は診療所の双方	2事業者	

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 ※の事業者（特養ホーム）では、医師が常駐している。
 3 「医務室の使用状況」は、複数の使用用途があるため、合計数は事業者数と一致しない。

また、診療所の管理者には、表2のとおり、医療法等に基づき、i) 医療に係る安全管理のための体制確保、ii) 院内感染対策のための体制の確保、iii) 医薬品・医療機器に係る安全管理のための体制の確保のための措置を講ずる義務、iv) 管理者の氏名、診療時間等の掲示義務等、通常の診療所と同様の義務が課せられている。



表2 診療所の管理者に課せられる義務の内容

- 医療に係る安全管理のための体制の確保（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の11第1項）
 - ・ 指針の整備
 - ・ 職員研修の実施 など
- 院内感染対策のための体制の確保（医療法6条の10及び医療法施行規則第1条の11第2項第1号）
 - ・ 指針の策定
 - ・ 従業者に対する研修の実施 など
- 医薬品に係る安全管理のための体制の確保（医療法施行規則第1条の11第2項第2号）
 - ・ 医薬品の安全使用のための責任者の配置
 - ・ 従業者に対する研修の実施
 - ・ 業務手順書の作成 など
- 医療機器に係る安全管理のための体制の確保（医療法施行規則第1条の11第2項第3号）
 - ・ 医療機器の安全使用のための責任者の配置
 - ・ 従業者に対する研修の実施
 - ・ 医療機器の保守点検に関する計画の策定、保守点検の実施 など
- 管理者の氏名、医師の氏名、診療日及び診療時間等の掲示義務（医療法第14条の2）

（注）医療法及び医療法施行規則に基づき当省が作成した。

さらに、調査した2都道府県では、表3のとおり、医務室を医療法上の診療所とする必要はないのではないかとしている。

表3 特養ホームの医務室に関する都道府県からの意見

意見の内容
・管理者がほとんど医務室におらず、診療録も医務室に保管されていない等の実態があり、特養ホームの診療所を通常の診療所と同様に扱うことに疑問がある。 ・実態を踏まえ、医療法上の診療所としての要件を外すことを検討してもよいのではないかと。
・特養ホームの入所者の症状の重度化に伴い、医療機関(医師)との連携は重要であるが、特養ホームの医務室は、医師が必ずしも常駐しておらず、一般の診療所と同様の医療法に基づく診療所とする必要性は感じられない。

（注）当省の調査結果による。

また、4事業者（特養ホーム）においても、表4のとおり、医務室を医療法上の診療所とする必要はないのではないかとしている。



表4 特養ホームの医務室に関する事業者からの意見

意見の内容
・診療行為は、入所者の居室で行っていることから、 <u>医療法上の診療所とする規制は必要ないのではないか。</u>
・診察は入所者の居室で行っている。 ・採血や創傷の処置など、入所者のプライバシーを確保するため、処置室は必要であるが、 <u>医療法上の診療所でなくても対応が可能である。</u>
・医務室は入所者のためのものであり、診察時間も限られていることから、 <u>不特定多数を対象とした病院・診療所と同一のカテゴリーで定義する意味はないのではないか。</u>
・ <u>医務室を医療法上の診療所としての要件を外すことによる特段の支障はなく、必要のない規制は見直した方がよい。</u>

(注) 当省の調査結果による。

事例1-(2)-⑥	
件名	動物取扱責任者研修の実施方法
改善の方向	環境省は、動物取扱責任者研修について、動物取扱責任者への情報提供の在り方などを考慮しつつ、実施方法を見直す必要がある。
意見・要望等	動物取扱責任者研修については、毎年同じような研修内容であり、受講者にとっては負担が大きいと思われるため、開催頻度を3年に1回程度にしたほうがよいのではないかと。 (保健所)
府省名	環境省
関係法令名	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護法」という。） 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下「動物愛護法施行規則」という。）
調査結果	<p>[制度の概要]</p> <p>第一種動物取扱業者(注)は、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、事業所ごとに動物取扱責任者を選任し、動物取扱責任者に都道府県知事（指定都市の長を含む。以下、本事例において「都道府県知事」という。）が行う動物取扱責任者研修（動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修をいう。）を受けさせなければならない（動物愛護法第22条第1項及び同条第3項）。</p> <p>また、都道府県知事は、1年に1回以上、1回当たり3時間以上、 i) 動物愛護法、ii) 飼養施設の管理に関する方法、iii) 動物の管理に関する方法などに関する事項について、動物取扱責任者に研修を受けさせなければならない（動物愛護法施行規則第10条第3項）。</p> <p>(注) 第一種動物取扱業者とは、動物愛護管理法第10条第1項の規定により、動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造等のために飼養し、又は保管しているものを除く）の取扱業（動物の販売（その取次ぎ又は代理を含む）、保管、貸出し、訓練、展示（動物との触れ合いの機会の提供を含む）等を業として行い、都道府県知事の登録を受けた者を示す。</p> <p>[問題となる実態等]</p> <p>調査した7都道府県及び指定都市（以下本事例において、「都道府県等」という。）の平成22年度から24年度の3年間における動物取扱責任者研修の受講状況をみると、受講者が多い都道府県では年間1,000人以上が研修を受講しており、受講率は約69%から約99%の間で推移している。</p> <p>また、研修の受講手数料は、無料が1都道府県等、2,000円以内が4都道府県等、4,000円が1都道府県等、動物取扱業登録手数料に含まれているものが1都道府県等となっている。</p>

調査した7都道府県等で動物取扱責任者研修を実施している7保健所では、各保健所が作成した研修資料を使用し、職員又は外部講師が説明を行う形式で行っており、その内容は、表1のとおり、ほぼ毎年、動物愛護法、感染症対策・伝染病対策、動物の飼育・管理方法を取り上げ、その年ごとに、ペットフードやクレーム対応等に関する事項を取り上げている。

表1 調査対象7保健所が実施した動物取扱責任者研修の主な内容

研修内容	平成22年度	23年度	24年度
動物愛護法	6	7	7
感染症対策・伝染病対策	7	5	5
動物の飼育・管理方法	2	5	4
ペットフード	1	1	1
獣医師法、薬事等	1	1	1
クレーム対応等	0	1	1
その他	1	2	1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 数値は研修を実施した保健所の数を示している。

さらに、調査した7都道府県等の8保健所においては、法令改正のあった場合に研修を開催すればよく、情報提供については、立入検査や通知により提供することが可能であるとして、当該研修を毎年度開催しなくても支障は生じないとしている。また、このうち4保健所が行った受講者アンケートでも、毎年研修は必要ないとの意見があった。

なお、調査した7都道府県等の7事業者は、研修を毎年開催しなくてもよいとしており、研修に参加する支障として、午後は休業しなければならないことや、業務シフトの調整が必要になることなどがあるとしている。

(参考)

動物取扱責任者研修と同様に、資格取得後、法令の内容等に係る定期的な講習を行っている他の講習の開催頻度をみると、表2のとおり、3年から5年に1度の開催頻度となっている。



表2 定期的な講習を行っている例

講習名	根拠	講習の頻度	主な講習の内容	講習時間
主任無線従事者講習	電波法(昭和25年法律第131号)第39条第7項	5年に1度	<ul style="list-style-type: none"> 無線設備の操作の監督及び最新の無線工学の講習 無線局の監督に際し遵守しなければならない法令 	6時間(1日)
危険物取扱者保安講習	消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23	3年に1度	<ul style="list-style-type: none"> 危険物関係法令に関する事項 危険物規制の要点 危険物の火災予防に関する事項 	3時間以上
マンション管理士講習	マンション管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第41条	5年に1度	<ul style="list-style-type: none"> マンションの管理に関する法令及び実務に関する科目 管理組合の運営の円滑化に関する科目 マンションの建物及び附属施設の構造及び設備に関する科目 この法律に関する科目 	6時間
放射線取扱主任者	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)第36条の2	3年に1度	<ul style="list-style-type: none"> 法律に関する科目 使用施設等の安全管理に関する課目 放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの事故の事例に関する課目 	5時間※
クリーニング師	クリーニング業法(昭和25年法律207号)第8条の2	3年に1度	<ul style="list-style-type: none"> 衛生法規及び公衆衛生 洗たく物の受取、保管及び引渡し 洗たく物の処理 繊維及び繊維製品 	4時間

(注) 1 当省の調査結果による。

2 放射線取扱主任者の講習の頻度は許可届出使用者であり、講習時間は、(財)原子力安全技術センターで示されている定期講習(「使用」)の時間である。

図表 2-① 「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」(平成17年12月21日規制改革・民間開放推進会議) <抜粋>

3 規制の見直し基準の策定等

1. 規制の見直し基準の策定

【問題意識】

(2) 規制に関わる通知・通達等法令以外の規定に基づく規制の見直し基準

イ 規制に関わる通知・通達等の在り方

当会議は、前述の有識者との意見交換や個別の通知・通達等についての所管府省との意見交換を踏まえ、規制に関わる通知・通達等の在り方について、次のように考える。

(ア) 通知・通達等の法的効果について

講学上、行政機関が定める不特定多数の事案に適用されるルールは、「法規命令」と「行政規則」の2つに大きく整理・分類できる。ここでいう「法規命令」とは、行政機関が私人に対し私人の権利・義務に関して定める一般的規律であり、制定の主体に着目した分類として、政令、内閣府令・省令、外局規則等がある。「法規命令」は、私人に対して法的拘束力を有するものであり、基本的に法律の根拠を必要とする。この「法規命令」に対する概念として「行政規則」があり、通知・通達等法令以外の規定とはこの「行政規則」に該当するものと考えられる。通知・通達等は、私人を法的に拘束せず、私人の権利・義務を直接規律しない定めと整理されている。

しかし、例えば、上級行政機関が、所管する法令の解釈を定めてそれを下級行政機関に「通達」のかたちで発出するケースにおいて、当該「通達」は、下級行政機関を法的に拘束する一方、私人を直接法的に拘束する効力を有するものではないが、下級行政機関が当該「通達」に則って法令を解釈適用することにより、当該「通達」を踏まえた法律の運用に抵触した私人に対して下級行政機関が何らかの処分行為を行うことにより、結果として私人が不利益を被るといったように、私人に対して間接的な法的効果を及ぼす場合がある。私人の権利義務に関わる事項について定める通知・通達等に関しては、平等原則や信義則（信頼保護、禁反言の原則）を根拠にして、私人から行政機関に対して通知・通達等に従うよう求めることも考えられ、さらに、行政機関の裁量権行使の基準を定める通知・通達等は、裁判所における法律解釈に際して取り上げられることによって合理性を審査されていると考える余地もある。あるいは、法令違反の行為に対する刑罰が法定されている場合、行政機関が当該法令の解釈を示す通知・通達等は、私人が従うインセンティブが極めて高く、事実上の強い効果を持つ。以上のように、法令の解釈や運用の基準などを示すことによって、私人の権利義務に関わる事項について定める通知・通達等は、「外部効果」を持つものと言える。

そもそも、法治主義・民主政の下においては、国民代表からなる議会の意思が国民の意思であるとされているが故に国民に法的義務を課すことができると考えられ、国民を法的に拘束する場合には、法律によることが原則である。一方、専門技術的事項は国会の審議になじまないことや、状況の変化に対応した柔軟性を確保するためには「法規命令」に委ねるほうが適切であるとの観点から、国民の権利義務に関する一般的定めをする場合には、法律の委任に基づき「法規命令」のかたちによることができると考えられている。そして、国民の権利義務に関する一般的定めをする場合には、原則としては、こうした法律又は法律の委任に基づく「法規命令」によるべきであると考えられる。

他方、行政の判断の基準を通知・通達等のかたちで定めることは、行政の透明性、行政の行為に対する予測可能性を高める、公平中立な行政が期待できる等のメリット

がある一方で、私人に対する「外部効果」があるものを行政が法律の委任に基づく「法規命令」以外のかたちで定めてよいのかといった問題が生じると考える。通知・通達等で定めることができるものとしては、予測が困難な状況の変化に迅速かつ臨機応変に対応することが特に必要な事項、個別の事案における事情を考慮して判断する必要があるために法律又は法律の委任に基づく「法規命令」であらかじめ具体的に規定しつくすことができない事項等、行政機関の判断に委ねることが国民にとって望ましいものに限定することが必要であると考える。

(注) 下線は当省が付した。

図表 2-② 「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成 21 年 3 月 31 日閣議決定）＜抜粋＞

〔別記（1）〕

《一定期間が経過した規制の見直し基準》

②見直しの対象

見直しの対象となる「規制」の範囲は、第2次臨時行政改革推進審議会「公的規制の緩和等に関する答申」（昭和63年12月1日）において示されている定義にしたがうものとし、次の形式により制度化されたものを、見直しの対象とする。

- (i) 法律（その趣旨・目的等に照らして適当としないものを除く。以下の(ii)から(iv)についても、同様の趣旨に照らして適当でないものを除く。）
- (ii) 政令、内閣府令・省令、外局規則、人事院規則、会計検査院規則、法律の委任に基づく命令を定めた告示（この基準において、「法規命令」という。）
- (iii) 通知や通達など、行政機関が定める不特定多数の事案に適用されるルールのうち、法規命令以外のもの（この基準において、「通知・通達等」という。）で、私人に対する「外部効果」を有するもの
- (iv) 通知・通達等のうち、私人に対する「外部効果」を有しないもの

③見直しの視点

一定期間経過後の規制の見直しは、次のような視点に沿って行うものとする。その際、規制を導入しないし継続する理由となっていた社会経済情勢および知見が期間経過中に変化したかどうか、またどのように変化したかを、十分に調査・検討するものとする。

また、例えば、発出時点から相当の期間が経過しており実務上運用されなくなっている規制、関連する法令の適用対象が存在しなくなった場合等実質的効力を失っているが廃止手続きが未済のため形式的には存在し続けている規制などのうち、国民を混乱させる等の影響が生じるおそれのあるものについては、積極的に廃止の手続き等を進めるものとする。

- (i) 経済的規制は原則廃止、社会的規制は必要最小限との原則の下での規制の抜本的見直し
 - (ii) 免許制から許可制への移行、許可制から届出制への移行等より緩やかな規制への移行
 - (iii) 検査の民間移行等規制方法の合理化
 - (iv) 規制内容・手続について国際的整合化の推進
 - (v) 規制内容の明確化・簡素化や、許認可等の審査における審査基準の明確化、申請書類等の簡素化
 - (vi) 事前届出制から事後届出制への移行等事後手続への移行
 - (vii) 許認可等の審査・処理を始めとする規制関連手続の迅速化
 - (viii) 規制制定手続の透明化
 - (ix) 不合理な規制の是正による社会的な公正の確保
- （中略）

⑦「外部効果」を有する通知・通達等の一定期間経過後見直し

私人に対する外部効果を有する通知・通達等については、(i)通知・通達等そのものに一定期間経過後見直し条項があるか、根拠となる法律に一定期間経過後見直し条項がある場合、および(ii)通知・通達等自体、および根拠となる法律に一定期間経過後見直し条項がない場合に大別されるが、それぞれ以下の基準にしたがい見直しを推進する。

- (i) 規制にかかわる通知・通達等のうち、通知・通達等そのものに一定期間経過後見直し条項があるか、根拠となる法律に一定期間経過後見直し条項があるものについては、一定期間経過後見直し条項にしたがって、又は一定期間経過後見直し条項がある法律の見直しに併せて見直しを行う。その際、前述③の「見直しの視点」に立って見直しを行う。
- (ii) 規制にかかわる通知・通達等のうち、通知・通達等自体、および根拠となる法律のいずれ

にも一定期間経過後見直し条項がないものについては、前述④の「一定期間の設定」基準にしたがい根拠となる法律ごとに設定する見直し時期に併せて見直しを行う。その際、前述③の「見直しの視点」に立って見直しを行う。

⑧「外部効果」を有しない通知・通達等の定期的見直し

私人に対する外部効果を有しない通知・通達等については、(i)通知・通達等そのものに一定期間経過後見直し条項があるか、根拠となる法律に一定期間経過後見直し条項がある場合、および(ii)通知・通達等自体、および根拠となる法律に一定期間経過後見直し条項がない場合に大別されるが、それぞれ以下の基準にしたがい見直しを推進する。

(i)規制にかかわる通知・通達等のうち、通知・通達等そのものに一定期間経過後見直し条項があるか、根拠となる法律に一定期間経過後見直し条項があるものについては、一定期間経過後見直し条項にしたがって、又は一定期間経過後見直し条項がある法律の見直しに併せて見直しを行うよう努める。その際、前述③の「見直しの視点」に立って見直しを行うよう努める。

(ii)規制にかかわる通知・通達等のうち、通知・通達等自体、および根拠となる法律のいずれにも一定期間経過後見直し条項がないものについては、前述④の「一定期間の設定」基準にしたがい根拠となる法律ごとに設定する見直し時期に併せて見直しを行うよう努める。その際、前述③の「見直しの視点」に立って見直しを行うよう努める。

(注) 下線は当省が付した。

図表 2-③ 「規制改革実施計画」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定) <抜粋>

Ⅲ 規制所管府省の主体的な規制改革への取組等

規制改革の推進に資するため、規制を横断的に把握できる仕組みの整備・活用等により、規制を所管している府省(以下「規制所管府省」という。)が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステム(規制レビュー)を構築する。

1 具体的なシステムの考え方

(3) 規制シートの整備

規制を横断的に把握する仕組み(以下「規制シート」という)を整備する。規制シートは、規制所管府省が、その作成を通じて、主体的・積極的に規制改革に取り組むことを目的とするものである。

① 規制シートの主な記載項目

規制シートの主な記載項目については、以下の事項とする。

- ・ 作成責任者の役職及び氏名
- ・ 規制目的及び規制内容の概要
- ・ 規制と関連する予算
- ・ 規制の最近の改廃経緯(見直し結果及び政策評価結果を含む。)
- ・ 規制を維持、改革又は新設する理由(改革の場合は方向性を含む。)
- ・ 次の見直し時期
- ・ 規制に関連する通知・通達等と規制の根拠となる法令(法律、法規命令)の委任の範囲との関係(根拠条項及び委任の範囲に入る理由)

(注) 下線は当省が付した。


事例 2-①	
件 名	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームにおける生活相談員の資格要件
改善の方向	厚生労働省は、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームにおける生活相談員の資格要件について、都道府県における認定実態等を踏まえ、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者と同等以上の能力を有すると認められる者についても、認定が可能であることの周知を徹底する必要がある。
意見・要望等	<p>養護老人ホーム及び特別養護老人ホームにおいて、介護に関する有資格者である介護福祉士や介護支援専門員などは、生活相談員となることができない。生活相談員の業務内容からしても、これらの資格者であれば問題ないと考えられるので、現行の規制を見直すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(老人福祉施設の関係団体)</p>
府 省 名	厚生労働省
関係法令名	<p>社会福祉法（昭和26年法律第45号）</p> <p>養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号。以下、本事例において「養老ホーム基準」という。）</p> <p>特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下、本事例において「特養ホーム基準」という。）</p>
調査結果	<p>[制度の概要]</p> <p>養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム（以下「特養ホーム等」という。）には、生活相談員（注）を置かなければならない（養老ホーム基準第12条第1項第3号及び特養ホーム基準第12条第1項第3号）。</p> <p>（注）生活相談員は、入所者の処遇計画の作成、居宅介護支援事業者との連携・調整、入所者及びその家族からの苦情内容等の記録、ホーム内での事故の記録等を行うこととされている（養老ホーム基準第22条第1項）。</p> <p>生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならないとされており（養老ホーム基準第5条第2項及び特養ホーム基準第5条第2項）、同法で規定されている資格要件は表1のとおりである。</p> <div style="text-align: center;">  </div>

表1 社会福祉法で規定されている生活相談員の資格要件

- ① 大学等において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（社会福祉法第19条第1項第1号）
- ② 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者（社会福祉法第19条第1項第2号）
- ③ 社会福祉士（社会福祉法第19条第1項第3号）
- ④ 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者（社会福祉法第19条第1項第4号）
- ⑤ 精神保健福祉士（社会福祉法第19条第1項第5号及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第1条の2第1号）
- ⑥ 大学において、社会福祉法第19条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者（社会福祉法第19条第1項第5号及び社会福祉法施行規則第1条の2第2号）

（注）社会福祉法及び同法施行規則に基づき当省が作成した。

〔問題となる実態等〕

厚生労働省では、特養ホーム等の生活相談員の資格要件である「同等以上の能力を有すると認められる者」について、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日付け老発第214号厚生省老人保健福祉局長通達。以下、本事例において「通達」という。）において、「社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者」としている。

しかし、今回調査したところ、生活相談員の資格要件のうち「同等以上の能力を有すると認められる者」として、介護福祉士や介護支援専門員を生活相談員の資格要件として認めていない1都道府県では、表2のとおり、これらの資格を有している者についても、社会福祉士や精神保健福祉士等、社会福祉法第19条第1項各号に規定されている資格を取得しなければならないとして、同法に規定されている資格以外の要件について認めておらず、当該都道府県内の事業者においては、職員に必要な資格を取得させている例がみられた。



表2 介護福祉士や介護支援専門員を生活相談員の資格要件として認めていない1都道府県における生活相談員の資格要件の例

- 資格要件
 - ア 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者
 - イ これと同等以上の能力を有すると認められる者
 - ※ 上記資格は有しないが、相談業務や調整力に優れている者であって、他の資格（介護支援専門員、介護福祉士、看護師等々）の保持をもって、同等以上の能力を有すると認められるものではない。
- 今後の対応

社会福祉全般に関する知識や相談技術等を習得するために

 - ・ 現在、生活相談員に任用されている者で、上記の資格要件アに該当していない者は、今後概ね3年以内に、資格を取得してください。
 - ・ 今後新たに任用される者で、上記の資格要件イにより、各事業所で、相談業務や調整力に優れており、同等以上の能力を有すると認められる者であると判断し任用された者は、任用後速やかに資格を取得してください。

(注) 1 介護福祉士や介護支援専門員等を生活相談員の資格要件として認めていない都道府県から提出のあった資料に基づき当省が作成した。
 2 下線は当省が付した。

(事例①) 職員が社会福祉士の資格を取得するため通信教育を受講中の例

施設区分	特別養護老人ホーム
職員が保有している資格	介護福祉士（平成12年取得） 介護支援専門員（平成19年取得）
資格取得の状況	社会福祉士の資格を取得するため、通信教育を受講中
費用負担の状況	約30万円（自己負担）

(事例②) 職員が社会福祉主事の任用資格を取得する予定の例

施設区分	特別養護老人ホーム
職員が保有している資格	介護福祉士（平成3年取得） 介護支援専門員（平成13年取得）
資格取得の状況	社会福祉主事の任用資格を取得するため、通信教育を受講予定
費用負担の状況	約8万円（事業者負担）

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 事例の時点は、平成25年11月現在である。
 3 「社会福祉主事の任用資格」とは、社会福祉法第19条第1項各号に規定されている資格である。

一方、介護福祉士や介護支援専門員等の有資格者を生活相談員の資格要件として認めている3都道府県では、表3のとおり、生活相談員としての活動に支障が生じている例は承知していないとしている。



表3 介護福祉士や介護支援専門員等を生活相談員の資格要件として認めている都道府県の意見

意見の内容
介護福祉士及び介護支援専門員を生活相談員の資格要件として認めているが、これまで、生活相談員としての活動に支障があったとは聞いておらず、利用者からの苦情等も特にならない。
生活相談員の資格要件については、介護福祉士及び介護支援専門員に範囲を拡大しているが、これによる活動上の支障が生じているという例は承知していない。
介護支援専門員を生活相談員としている事業者において、特段の支障が生じた事例は承知していない。

(注) 当省の調査結果による。

また、介護福祉士や介護支援専門員等の有資格者を生活相談員としている3事業者では、表4のとおり、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有していなくても生活相談員としての業務に特段の支障はないとしている。

表4 介護福祉士や介護支援専門員を生活相談員としている事業者の主な意見

意見の内容
県の定める資格要件に基づき、介護福祉士の有資格者を生活相談員としているが、業務に特段の支障はない。
生活相談員は、社会福祉士の有資格者でなくても対応可能であり、当施設では、現場の実態を良く知っている介護福祉士及び介護支援専門員の有資格者を配置している。
介護支援専門員の有資格者を生活相談員としているが、業務に支障はない。

(注) 当省の調査結果による。

厚生労働省では、社会福祉法に規定されている者と同等以上の能力を有していれば生活相談員として任用可能である旨の通達を発出しているが、調査した都道府県の中には、「同等以上の能力を有すると認められる者」を認めず、結果として、一部の事業者等に過度な負担が生じている現状を踏まえると、通達の趣旨を徹底する余地があると考えられる。

(参考)

表5 生活相談員数及び特養ホーム等数の推移

年	生活相談員	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム
平成22	7,744人	951施設	6,604施設
23	8,135人	950施設	6,951施設
24	8,287人	953施設	7,552施設

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

2 特別養護老人ホームについては、年度の数値である。

事例2-②	
件名	訪問介護事業所における従業者数の変更に伴う運営規程の届出
改善の方向	厚生労働省は、訪問介護事業を含む指定居宅サービス事業における従業者の員数の変更に伴う運営規程の届出について、関係法令等の解釈を明確にした上で、都道府県に示す必要がある。
意見・要望等	<p>指定訪問介護事業者は、運営規程に訪問介護者の従業者数を記載しているが、同事業者においては従業者の退職、再雇用が頻繁にあるため、人数が変更になった都度、運営規程を変更し届け出なければならない。運営規程の変更のためには、理事会の承認を得なければならない、大きな事務負担となっているため、当該届出を省略してほしい。</p> <p style="text-align: right;">(訪問介護事業者)</p>
府省名	厚生労働省
関係法令名	<p>介護保険法（平成9年法律第123号）</p> <p>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）</p> <p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅運営基準」という。）</p>
調査結果	<p>[制度の概要]</p> <p>訪問介護に係る指定居宅サービス事業者（注）の指定を受けようとする者（以下「指定訪問介護事業者」という。）は、申請書のほか、申請者の定款、登記事項証明書、事業所の平面図、運営規程など関係書類を添付し、都道府県知事に提出しなければならない（介護保険法第70条及び介護保険法施行規則第114条）。</p> <p>（注）指定居宅サービス事業者とは、都道府県知事の指定を受けて訪問介護、訪問看護などの居宅サービスを行う事業者。</p> <p>このうち、運営規程については、指定訪問介護事業者は、事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間等事業の運営に関する重要事項を定めなければならない（指定居宅運営基準第29条）。</p> <p>さらに、当該申請書の記載事項や運営規程などの提出書類に変更があったときは、当該変更に係る事項について都道府県知事に届け出なければならない（介護保険法施行規則第131条）。</p> <p>[問題となる実態等]</p> <p>運営規程について変更があったときは、介護保険法施行規則により、当該変更に係る事項について都道府県知事に届け出なければならないこととされているものの、運営規程の従業者の員数の変更については、平成11年4月20日開催の全国介護保険担当課長会議資</p>

料（以下「課長会議資料」という。）において、表1のとおり、運営規程の従業者の員数の変更の届出は1年のうち一定の時期に行うことで足りるものとするとの見解が示されている。

表1 運営規程の変更届に係る全国介護保険担当課長会議資料（平成11年4月20日開催）（抜粋）

1 指定事業者等の指定に係る留意事項等について

1～6 略

7 運営規程の変更の届出の取扱いについて

(1) 従業者の職種、員数及び職務の内容

指定居宅サービス事業者が運営規程の内容を変更した場合には、施行規則第131条各号の規定により、都道府県知事に届け出ることとなっているが、運営規程の内容のうち、「従業者の職種、員数及び職務の内容」については、その変更の届出は1年のうちの一定の時期（どの時期がよいかは各都道府県の判断事項）に行うことで足りるものとする。

（要するに、例えば毎年3月に変更の届出を行わせる場合には、事業者は、前年の3月と比較して変更している事項について届出を行うこととなり、仮に前年の3月からの1年の間に2回以上の変更があったとしても、届出は年1回ということとなる。）

- (注) 1 下線は当省が付した。
2 当省の調査結果による。

厚生労働省では、従業者の員数等は、細かく見れば日々変わり得るものであることから、課長会議資料において、何をもって運営規程の「従業者の職種、員数及び職務の内容の変更」とするかという解釈を示したものであるとしているが、結果として介護保険法施行規則第131条の変更の解釈にも影響を及ぼすものとなっている。

しかし、課長会議資料では、「要するに、例えば毎年3月に変更の届出を行わせる場合には、事業者は、前年の3月と比較して変更している事項について届出を行うこととなり、仮に前年の3月からの1年の間に2回以上の変更があったとしても、届出は年1回ということとなる。」としているが、この「変更があったとしても」という部分が、運営規程の変更を伴わない日々の変動なのか、運営規程の変更なのかははっきりしていないなど、十分趣旨が伝わるものになっていない。

このため、今回、調査した6都道府県における従業者の員数の変更に係る運営規程の届出の取扱いについては、表2のとおり、3都道府県では年1回届出、1都道府県では人員基準を満たさなくなる場合を除き届出不要、2都道府県は変更の都度届出を行わせており、課長会議資料の趣旨が十分に伝わっていないおそれがある。

表2 従業員の員数変更時の運営規程の変更の届出方法

届出の頻度	都道府県数	経緯・概要等
変更の都度	2	変更の都度届出
年1回	2	事業者の事務手続を簡素化するため、運用上の特例として、年1回の届出としている。
	1	厚生労働省の全国介護保険担当課長会議資料の内容に基づき年1回の届出としている。
不要	1	2万の事業者の変更届出を受け付ける負担が大きいことなどから、従業員の員数が指定居宅運営基準における人員基準（常勤換算2.5人以上）を満たさなくなる場合を除き届出不要としている。

(注) 当省の調査結果による。

また、調査した2訪問介護事業者の中には、運営規程の変更については、理事会の承認が必要であり、その際に役員との調整事務や改正事項の整理事務などが生じているとしている。

厚生労働省が示した課長会議資料等を踏まえ、1都道府県で人員基準を満たさなくなる場合を除き届出不要としているが、この取扱いについて、当該都道府県では、運営規程の員数に注書きで「業務の状況により、増員することができる」と記載する例を示し、員数に変動があったとしても対応できるようにしている。また、都道府県によっては、員数を「〇人以上」とする例を示しているところもあった。

このように、課長会議資料では、運営規程のうち「従業員の職種、員数及び職務の内容」に係る変更の解釈が明確とはなっていない。

(参考)

表3 指定居宅サービス事業者数の推移

区 分	平成23年度	24年度	25年度
指定居宅サービス事業者数	119,305	127,497	136,196
訪問介護事業者数	28,163	29,614	31,205

(注) 1 厚生労働省老健局の資料に基づき当省が作成した。
2 数値は各年度の10月時点である。

事例2-③	
件名	道路使用許可申請
意見・要望等	<p>市道上で出店者が農産物、雑貨を販売する地域活性化のためのイベントの開催のため、道路使用許可と道路占用許可を受けているが、毎月2回、別の日に市役所と警察署にそれぞれ出向かなければならないのは煩雑であるため、改善してほしい。</p> <p style="text-align: right;">(事業者)</p>
府省名	警察庁
関係法令名	<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）</p> <p>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）</p>
調査結果	<p>[制度の概要]</p> <p>場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者は、申請書に申請者の住所・氏名、道路使用の目的・場所・期間等を記載し、当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）の許可を受けなければならない（道路交通法第77条第1項第3号及び同法第78条第1項並びに道路交通法施行規則第10条。以下、本事例において「道路使用許可」という。）。</p> <p>また、道路に露店、商品置場その他これらに類する施設を設け、継続して道路を使用しようとする者は、申請書を道路管理者に提出し許可を受けなければならない（道路法第32条第1項及び第2項。以下、本事例において「道路占用許可」という。）。</p> <p>道路使用許可と道路占用許可の両方が必要となる場合には、両方の申請について、道路交通法第78条第2項及び道路法第32条第4項の規定により、警察署長又は道路管理者のいずれか一方を経由して行うことができることとされている。</p> <p>この道路使用許可と道路占用許可の両方の申請を一括して受け付ける制度（以下「一括受付制度」という。）について、警察庁では、「道路使用許可申請手続の簡素合理化について」（平成17年3月17日付け警察庁丁規発第24号）で周知徹底等を図ってきたところであるが、「利用実績がない都道府県もあるなど運用状況にむらが見られる」として、再度、「イベント等に伴う道路使用許可に係る申請手続の簡素化及び一層の弾力化について（通達）」（平成23年7月4日付け警察庁丁規発第102号）を示し、道路使用許可手続を説明する都道府県警察のホームページにおいて一括受付制度について記載するなどの方法により、一括受付制度の更なる周知を図っている。</p> <p>[問題となる実態等]</p> <p>福岡県警察本部のホームページでは、「道路使用許可と道路占用許</p>

	<p>可の両方が必要となる場合には、各申請書を所轄警察署長又は道路管理者の一方の窓口に一括して提出することができます。」と記載されており、一括受付制度の周知が図られている。</p> <p>しかし、同県内の1警察署のホームページでは、道路使用許可申請手続に必要な書類として、「道路管理者の占有許可書の写し」が記載されていることから、道路占有許可を受けた上で、道路使用許可に係る申請を行わなければならないものと誤解を招くおそれのある状況がみられた。</p>
備考	<p>警察庁は、平成26年7月28日、各都道府県警察に対し、「道路使用許可及び道路占有許可の一括受付制度の更なる周知徹底について（通知）」を発出し、一括受付制度について再周知を行った。</p>

事例 2-④	
件 名	調剤済処方せんへの記名の取扱い
意見・要望等	<p>調剤済処方せんへの記名押印等の方法は全国で区々となっており、調剤済みの押印に薬剤師名が入っている場合でも、地方厚生局から別途薬剤師の記名を求められる場合があり、その場合、薬局での作業量が増えるため負担となっている。記名押印等の方法は全国で統一した取扱いにしてほしい。</p> <p style="text-align: right;">(薬局開設者)</p>
府 省 名	厚生労働省
関係法令名	<p>薬剤師法（昭和35年法律第146号）</p> <p>薬剤師法施行規則（昭和36年厚生省令第5号）</p>
調 査 結 果	<p>[制度の概要]</p> <p>薬剤師は、調剤（医師の処方せんに基づき医薬品の調製等を行うこと）したときは、その処方せんに調剤済みの旨、調剤年月日、調剤した薬局又は病院若しくは診療所等の名称及び所在地等を記入し、かつ、記名押印し、又は署名（自署）しなければならない（薬剤師法第26条及び薬剤師法施行規則第15条）。</p> <p>記名押印又は署名の方法については、調剤を行った保険薬剤師が署名するか又は保険薬剤師の姓名を記載し、押印することとされている（「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日付け保険発第82号）の別紙2「診療録等の記載上の注意事項」）。</p> <p>[問題となる実態等]</p> <p>調査した13薬局では、調剤済処方せんに、薬局の名称及び所在地の記載のほか、①薬剤師名が記載された調剤済みのスタンプ、②薬剤師名の押印を行っている状況がみられた。</p> <p>今回、8 地方厚生局等（3 地方厚生局、1 地方厚生支局及び4 地方厚生事務所）において、調剤済処方せんへの薬剤師の記名押印の取扱いについて調査したところ、7 地方厚生局等（2 地方厚生局、1 地方厚生支局及び4 地方厚生事務所）では、①及び②で足りる取扱いとしているが、東北地方厚生局では、①及び②に加えて、別途、薬剤師の記名を行わなければならないとしている。</p> <p>厚生労働省は、調剤済処方せんに薬剤師の記名押印又は署名を求める目的について、調剤に最終的な責任を有する薬剤師が誰であるかを明確にするためであるとしており、このことから処方せんのいずれかに薬剤師名が記載されていれば足りるものと考えられる。</p> <p>(参考) 調剤済処方せんの交付枚数（東北地方厚生局管内） 1,597万8,823枚（平成24年度）</p>

備 考	厚生労働省は、本調査途上の平成26年7月、地方厚生局等に対し、「処方せんへの保険薬剤師の記名の取扱いについて」（平成26年7月17日）、都道府県、保健所設置市及び特別区に対し、「処方箋への記名の取扱いについて」（平成26年7月10日）をそれぞれ発出し、調剤済処方せんにおける調剤済みのスタンプに薬剤師名が記載されている場合には、別途薬剤師の記名は必要ないことについて周知を図った。
--------	--

図表3 「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定) <抜粋>

規制改革は、我が国の経済を再生するに当たっての阻害要因を除去し、民需主導の経済成長を実現していくために不可欠の取組であり、内閣の最重要課題の一つである。

この課題に強力かつ着実に取り組むべく、規制改革を総合的に調査審議するため、内閣総理大臣の諮問機関として「規制改革会議」を平成25年1月に設置した。

規制改革会議においては、昨年6月に「規制改革に関する答申」を行ったが、その後引き続き成長戦略及び国民の選択肢拡大につながる規制改革を中心に検討が行われ、平成26年6月13日に「規制改革に関する第2次答申」が内閣総理大臣に提出された。

当該答申を踏まえ、対象となった規制や制度、その運用等については、直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくため、下記のとおり規制改革実施計画を定める。

I 共通的事項

3 規制改革の推進に当たっての基本的考え方

④ 安全性をより効率的な手法で確保する

規制の目的の一つは、安全性の確保にある。その際、規制の前提自体が変化した場合には、その規制を見直すことにより、より効率的な手法で安全性を確保する必要がある。

(注) 下線は当省が付した。


事例 3-①	
件 名	警備業法の各種手続に必要な医師の診断書
改善の方向	警察庁は、警備業法等に基づく手続の際に添付することとされている医師の診断書について、警備員個人が別個の手続を同時に申請する場合には、正本をいずれか一つの申請書に添付すれば、残りの申請書についてはその写しを添付することで足りるとするなどの負担軽減措置を行う必要がある。
意見・要望等	警備業法等に基づく申請又は届出において添付することとされている医師の診断書について、同一の者について複数回提出する場合には、既に診断書を提出してから一定の期間内であれば、診断書の提出の省略を可能とするなど負担を軽減してほしい。 (警備業者)
府 省 名	警察庁
関係法令名	警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。） 警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号。以下「施行規則」という。） 警備業の要件に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第1号。以下「要件規則」という。） 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）
調査結果	<p>[制度の概要]</p> <p>警備業は、i) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者、ii) 心身の障害により警備業務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの（注）（以下「欠格事由」という。）に該当する者は営んではならないこととされている（法第3条第6号及び同条第7号）。</p> <p>また、警備業について、表1の手続を行う場合、その申請・届出の対象者（警備業を営もうとする者、役員、警備員指導教育責任者、機械警備業務管理者及び検定に合格した警備員）は、上記の i) 及び ii) に該当しない旨を証する医師の診断書の提出が求められている。</p> <p>（注）「国家公安委員会規則で定めるもの」とは、「精神機能の障害により警備業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」（要件規則第3条第1項）。</p> <p>なお、ii) は以下の①、②、③、⑥、⑦、⑧及び⑨の手続のみに該当する欠格事由である。</p> <div style="text-align: center;">  </div>

表1 医師の診断書の提出が必要な警備業法等の手續及びその根拠

手續	手續の根拠	診断書提出の根拠
① 警備業の認定申請	法第4条及び第5条	施行規則第4条第1項第1号ニ及びホ
② 警備業の認定証の更新申請	法第7条	施行規則第4条第1項第1号ニ及びホ
③ 役員の変更の届出	法第11条	法第11条第1項、施行規則第19条第1号
④ 選任する警備員指導教育責任者の変更の届出	法第11条	法第11条第1項、施行規則第19条第1号
⑤ 警備員指導教育責任者資格者証の交付申請	法第22条	施行規則第42条第3項第2号
⑥ 機械警備業務の開始の届出	法第40条	施行規則第55条第3号、第4号
⑦ 選任する機械警備業務管理者の変更の届出	法第41条	施行規則第58条第1号
⑧ 機械警備業務管理者資格者証の交付申請	法第42条	施行規則第63条第1項
⑨ 検定に係る合格証明書の交付申請	検定規則第14条	検定規則第14条第3項第4号

(注) 当省の調査結果による。

[問題となる実態等]

調査した13警備業者において、警備業法等に基づく手續で添付することとされている医師の診断書の提出状況について確認したところ、表2のとおり、1警備業者では年間31通以上の診断書を提出している。

また、調査した13警備業者では、警備業法等に係る手續の際にその都度、医師の診断（問診）を受け、診断書の交付を受けており、その費用は1通当たり1,000円～3,000円となっている。

表2 調査対象13警備業者における診断書の提出状況（平成24年度）

診断書提出数	1～10	11～20	21～30	31以上
事業者数	6	3	3	1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、調査した警備業者において、警備表法等に係る手續の際に提出した診断書の枚数について記載しているのみであり、調査対象警備業者における所属警備員数や申請における該当者数は把握していない。

このうち、診断書を年間22通提出している1警備業者のうちの1人の警備員については、平成25年3月1日又は同年4月15日に、同時に別個の申請で複数の診断書を提出している可能性があり、当該警備員

が支払っている診断書の費用は、1通当たり約2,000円となっている。

このような同一者が同時申請する場合について、調査した警備業者のうちの1警備員は、平成22年6月頃に2種類(交通誘導警備2級及び雑踏警備2級)の検定について、同時に合格証明書の交付申請をしたケースがあり、医師の診断書をそれぞれ1通ずつ添付して警察署の窓口へ提出したところ、窓口担当者から、同時に交付申請する場合は、添付する診断書の1通はコピーで可と言われ、1通をコピーに替えて提出したことがあったとしている。

一方、警察庁は、このような検定に係る合格証明書の交付申請について、同一者から同時に申請する場合は、許可権者たる都道府県公安委員会に対し、添付する診断書の一通が正本であれば、残りは写しでもよいとの取扱いを認めている。しかし、これら以外の警備員個人に関する申請(例えば、警備員指導教育責任者資格者証の交付及び機械警備業務管理者資格者証の交付)は、同時申請であっても、本来別個の機会に行われる手続であって、かつ業界から要望を受けたことのない珍しいケースでもあることから、診断書について、写しによる代用を認めることは検討の俎上に上ったことがないとしている。

(参考)

医師の診断書の提出が必要な警備業法等の手続に係る申請件数の推移は、表3のとおりとなっている。

表3 警備業法等の主な手続に係る申請件数の推移

手 続	平成22年	23年	24年
警備業の認定申請	522	535	536
警備業の認定証の更新申請	1,178	1,124	1,088
警備員指導教育責任者資格証の交付申請	15,791	13,200	12,367
機械警備業務管理者資格者証の交付申請	523	526	459
検定に係る合格証明書の交付申請	24,496	20,589	18,636

(注) 1 警察庁の資料に基づき当省が作成した。

2 役員の変更の届出、選任する警備員指導教育責任者の変更の届出、機械警備業務の開始の届出及び選任する機械警備業務管理者の変更の届出件数については、不明である。

事例 3-②	
件 名	理容師及び美容師の結核等に関する医師の診断書
改善の方向	厚生労働省は、理容所及び美容所における開設の届出及び変更の届出の際に必要な医師の診断書について、労働安全衛生法に基づく健康診断の結果が理容師法及び美容師法で求める要件を満たす場合は、当該健康診断の結果に代えることが可能である旨を都道府県等に周知する必要がある。
意見・要望等	<p>近年、理容所及び美容所（以下、本事例において「理・美容所」という。）のチェーン店化が進み、一人の理容師及び美容師（以下、本事例において「理・美容師」という。）が複数店舗を兼務している例が多くみられ、理・美容師の変更の都度、変更の届出と併せて医師の診断書も添付しなければならない。</p> <p>労働安全衛生法に基づく健康診断を適切に実施するよう指導することにより、理・美容所内の衛生確保を図ることは可能であるから、医師の診断書の添付は省略できるのではないか。</p> <p style="text-align: right;">（保健所）</p>
府 省 名	厚生労働省
関係法令名	理容師法（昭和22年法律第234号） 理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号） 美容師法（昭和32年法律第163号） 美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号） 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号） 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）
調査結果	<p>〔制度の概要〕</p> <p>理・美容所を開設しようとする者はあらかじめ都道府県知事、市長又は区長（以下、本事例において「都道府県知事等」という。）に開設の届出（以下、本事例において「開設届」という。）を行わなければならない（理容師法第11条第1項及び美容師法第11条第1項）。</p> <p>また、理・美容所に従事する理・美容師の変更など、開設届の内容に変更があった場合には、都道府県知事等に変更の届出（以下、本事例において「変更届」という。）を行わなければならない（理容師法第11条第2項及び美容師法第11条第2項）。</p> <p>さらに、理・美容所の開設届及び変更届には、理・美容師に係る結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病（注）の有無に関する医師の診断書を添付しなければならない（理容師法施行規則第19条第2項及び同施行規則第20条並びに美容師法施行規則第19条第2項及び同施行規則第20条）。</p> <p>（注）現在、厚生労働大臣の指定する伝染性疾病はない。</p> <p>一方、事業者は、常時使用する労働者に対し、雇入時及び定期（1</p>

年に1回)に健康診断を行わなければならない、健康診断の項目として、自覚症状及び他覚症状の有無の検査、胸部エックス線検査が規定され(労働安全衛生法第66条並びに労働安全衛生規則第43条及び同規則第44条)、皮膚疾患や結核の有無に関する検査項目も示されている。

[問題となる実態等]

理容師法及び美容師法に基づく医師の診断書の内容及び労働安全衛生法に基づく健康診断の検査項目は、表1のとおりであり、皮膚疾患及び結核の有無に関する検査が共通する場合がある。

表1 理・美容師に係る医師の診断書の内容及び健康診断の検査項目の比較

理容師法及び美容師法に基づく医師の診断書の内容	労働安全衛生法に基づく健康診断の検査項目
皮膚疾患の有無	自覚症状・他覚症状の有無の検査(皮膚等の検査)
結核の有無	胸部エックス線検査及び喀痰検査(肺結核等の疾患の発見・診断のための検査)

- (注) 1 「労働安全衛生法に基づく健康診断の検査項目」欄の括弧内は、「労働安全衛生規則の施行について」(昭和47年9月18日付け労働省労働基準局長通達)及び「一般健康診断ハンドブック」(中央労働災害防止協会)に基づき、当省が作成した。
- 2 労働安全衛生法に基づく健康診断の場合、「皮膚等の検査」は、労働者の業務内容に応じて、医師が実施の有無を判断する検査項目である。
- 3 「喀痰検査」は、定期健康診断(労働安全衛生規則第44条)のみの検査項目である。

また、理・美容所は、表2のとおり、新規に開設する場合のほか、新たに理・美容師を雇い入れるときや理・美容師を別の店舗に異動させる場合には、理容師法及び美容師法に基づき、理・美容師に係る結核、皮膚疾患等の有無に関する医師の診断を受けさせなければならない、また、理・美容所は、理・美容師の雇入時及び定期(1年に1回)に、労働安全衛生法に基づく健康診断も受けさせなければならない。



表2 理・美容師が、理容師法及び美容師法に基づく医師の診断と労働安全衛生法に基づく健康診断を両方受けなければならない例

区分	理容師法・美容師法に基づく医師の診断	労働安全衛生法に基づく健康診断
① 理・美容所を新規開設する場合	開設届提出前	雇入時
② 新たに理・美容師を雇い入れる場合	変更届提出前	雇入時
③ 新たなチェーン店を開設する場合	開設届提出前	雇入時又は定期
④ 理・美容師を別のチェーン店に異動させる場合	変更届提出前	雇入時又は定期

(注) 当省の調査結果による。

つまり、①理・美容所を新規開設する場合及び②新たに理・美容師を雇い入れる場合には、理・美容師は、理容師法・美容師法に基づく医師の診断のほか、労働安全衛生法に基づく雇入時の健康診断を受ける必要がある。

また、③新たなチェーン店を開設する場合及び④理・美容師を別のチェーン店に異動させる場合には、理・美容師は既に雇入時又は定期の健康診断を受けている場合であっても、別途、理容師法及び美容師法に基づき、医師の診断を受ける必要がある。

調査した10事業者のうち、多数の美容所をチェーン展開している1事業者では、表3のとおり、労働安全衛生法に基づく健康診断を適切に実施している場合には、開設届及び変更届を行う際に医師の診断書の添付は必要ないのではないかとの意見がみられた。



表3 多数の美容所をチェーン展開している事業者の意見

美容所数	21店舗
美容師数	約310人
新規採用の美容師数	約100人（平成24年度）
店舗間を異動する美容師数	年間10～15人程度
診断書の費用	年間約40万円 （一人当たりの診断書費用3,675円×新規採用及び店舗間を異動する美容師数110人）
事業者の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度初めに、新規採用の美容師に医療機関を受診させ、結核、皮膚疾患の有無等に係る医師の診断書を発行している。 ・さらに、毎年6月に全従業員を対象とした健康診断を実施している（これまで、結核及び皮膚疾患と診断された例はない。）。 ・当社のように、労働安全衛生法に基づく健康診断を適切に実施している場合には、開設届及び変更届を行う際に医師の診断書を提出させる必要はないと思われる。

（注）当省の調査結果による。

また、調査した10事業者のうち3事業者においても、表4のとおり、
i) 理・美容師の異動のたびに変更届を提出するのは手間がかかり、医師の診断書の作成費用のほか、時間的負担も大きい、ii) 異動する理・美容師のみ医師の診断が義務付けられているのは公平性に欠くなどの意見がみられた。

表4 医師の診断書の添付に係る事業者の意見

意見の内容
<ul style="list-style-type: none"> ・当社では、一人の理・美容師が複数の店舗で勤務する場合があります、その際の変更届に診断書を添付するのは負担である。 ・診断書の作成には、一通当たり4,000円～5,000円程度かかるほか、<u>医師の診察を受けるための時間的負担も大きい。</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・美容師は離職・採用等が頻繁に発生するため、その都度、変更届を行うのは、事務手続上、大変である。 ・<u>異動があったときにだけ、結核や皮膚疾患等の有無を確認させる必要はないのではないか。</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・年1回、理・美容師を含む全従業員について健康診断を実施し、結核、皮膚疾患等の有無についても医師の診察を受け、記録も保管しているため、異動の際の診断書の添付を免除してほしい。 ・店舗間を異動する理・美容師には結核や皮膚疾患の有無等の診断が義務付けられていることに比べ、<u>全く異動しない者には義務付けられていないのは公平性、合理性に欠く。</u>

（注）当省の調査結果による。

（参考）

表5 理・美容所の施設数の推移

年度	理容所	美容所
平成22	130,755	223,277
23	131,687	228,429
24	130,210	231,134

（注）衛生行政報告例（厚生労働省）に基づき当省が作成した。

事例3-③	
件名	要介護認定等に係る事務負担の軽減
改善の方向	厚生労働省は、要介護認定等に係る更新申請について、認定区分の状態変化状況等を考慮しつつ、市町村及び被保険者の事務負担の軽減策を講ずる必要がある。
意見・要望等	<p>要介護認定等の有効期間は、要支援認定で最長12か月、要介護認定で最長24か月とされているが、要介護者等の中には、心身の状態が固定しており、わざわざ認定の更新手続を本人や家族に行ってもらうのが気の毒な例も多く、また、行政にとっても要介護者等の増加に伴い、その認定手続の事務負担が大きくなっていることから、有効期間を延長してほしい。</p> <p style="text-align: right;">(市町村介護保険課)</p>
府省名	厚生労働省
関係法令名	介護保険法（平成9年法律第123号） 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
調査結果	<p>[制度の概要]</p> <p>要介護認定及び要支援認定（以下「要介護認定等」という。）を受けようとする被保険者は、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請しなければならない（介護保険法（以下、本事例において「法」という。）第27条第1項及び法第32条第1項）。</p> <p>一方、市町村は、被保険者から申請があったときは、被保険者と面接し、その心身の状況、その置かれている環境など必要な事項について調査し（法第27条第2項及び法第32条第2項）、被保険者の主治の医師に対し、当該被保険者の身体上又は精神上の障害の原因である疾病又は負傷の状況等につき意見を求め（法第27条第3項及び法第32条第2項）、調査の結果を介護認定審査会（注）に通知し、申請のあった被保険者について、要介護（要支援）状態に該当すること及びその該当する要介護（要支援）状態区分に応じ、審査及び判定を求める（法第27条第4項及び法第32条第3項）。</p> <p>（注）介護認定審査会とは、要介護状態又は要支援状態に該当すること及び介護の必要程度等に応じて認定基準で定める区分について審査及び判定を行うため、市町村に置かれる組織（法第14条等）。</p> <p>また、介護認定審査会は、必要に応じて被保険者、その家族、主治の医師の意見を聴き、審査及び判定を行い、その結果を市町村に通知し（法第27条第5項及び第6項並びに法第32条第4項及び第5項）、市町村はその結果を被保険者に通知する（法27条第7項及び法第32条第6項）こととされている。</p> <p>要介護認定等は、要介護（要支援）状態区分に応じて厚生労働省令で定める期間（以下「有効期間」という。）内に限り、その効力を有</p>

する。要介護認定等を受けた被保険者は、有効期間の満了後においても要介護（要支援）状態に該当すると見込まれるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該要介護認定等の更新の申請をすることができる（法第28条及び法第33条）。

なお、更新の際の有効期間については、要介護認定は介護保険法施行規則第38条、要支援認定は同法規則第55条に基づき、表1のとおり、規定されている。

表1 要介護認定等の更新の有効期間

区分	原則	設定可能な範囲
要介護	12か月	3～24か月
要支援	12か月	3～12か月

（注）当省の調査結果による。

〔問題となる実態等〕

今回調査した6市町村における平成24年度の要介護認定等の更新申請による認定区分の状態変化状況は、各市町村とも、状態の「改善」が15%前後、「固定」が65%前後、「悪化」が25%前後となっている。

この6市町村のうち平成22年度から24年度の要介護認定等の更新申請による認定区分の状態変化状況を把握できた4市町村において、状態の「固定」の割合をみたところ、毎年度、ほぼ60%前後で推移している。

また、11市町村における平成24年度の要介護認定等に係る費用の発生状況を調査した結果、認定申請1件当たりの費用は、表2のとおり、1万5,000円以上1万8,000円未満が5市町村と最も多く、一番高い市町村は約1万7,500円となっている。一方、一番安い市町村は1万円未満の2市町村のうちの1市町村で約7,000円となっている。

表2 調査対象11市町村における要介護認定等に係る費用

介護認定等の申請1件当たりの費用	市町村数
1万円未満	2
1万円以上～1万2,000円未満	2
1万2,000円以上～1万5,000円未満	2
1万5,000円以上～1万8,000円未満	5

（注）1 当省の調査結果による。

2 介護認定等の申請1件当たりの費用は、申請処理経費（調査委託料、主治医意見書手数料、審査会委員報酬等）及びシステム運営経費の合計を介護認定申請件数で除したものの。

なお、表3のとおり、有効期間を延長することについて、2市町村では、サービス利用者の状態が改善しているにもかかわらず、区分変

更の^レ手続をしない可能性が考えられるなど延長すべきでないとの意見である。しかし、3市町村では、被保険者にとって安心感を得られることや市町村の介護認定に係る業務負担の軽減になることから有効期間を延長すべきとしている。

表3 有効期間の延長に係る市町村（保険者）における主な意見

意見の内容
事業者の中には、収入が減少することを嫌って、サービス利用者の状態が改善しているにもかかわらず、区分変更の手続をしない可能性が考えられる。
担当する要介護者等が多い中で、介護支援専門員が一人一人の要介護者等の状態の変化を判断しづらくなることも考えられる。
被保険者にとっては <u>現在のサービスを長く安定的に利用でき、安心感を得られる。</u>
心身の状態が安定している者については、 <u>区分変更制度もあり支障がないと考えられることから有効期間を延長すべきである。</u>
市町村の介護認定に係る業務負担が軽減につながる。

(注) 当省の調査結果による。

また、調査した3介護支援事業者では、表4のとおり、申請者、保険者及び事業者それぞれの負担軽減につながることから、心身の状態が安定している者については、有効期間を延長すべきとしている。

表4 有効期間の延長に係る3介護支援事業者における意見

意見の内容
<ul style="list-style-type: none"> 要支援者については、状態が安定しており、<u>現行の12か月を延長してもいいのではないか。</u> 更新に伴う事務処理について、代理申請もケアマネージャーの業務ではあるが、有効期間延長により更新作業の回数が減少すれば、ケアプランの作成等ケアマネージャーの本来業務に従事できる時間が増える。 認定区分が下がった場合に利用できるサービスが減少することから自ら区分変更をせず、介護保険全体として不要な支出が生じる可能性があるのではないか。
<ul style="list-style-type: none"> 有効期間の途中であっても状態に応じて<u>要介護度を見直す区分変更制度がある</u>ので、心身の状態が安定している者については、<u>可能な限り有効期間を延長すべきである。</u> 申請者においては、要介護認定等の手続における認定調査員の訪問調査や主治医診断書を作成するための受診、それに伴う家族の立会などの負担、保険者である市町村においては、<u>要介護認定等に係る事務負担、介護支援専門員においては、認定の都度のケアプランの作成の負担が軽減される。</u>
<ul style="list-style-type: none"> 更新申請の頻度が少なくなり、<u>認定申請者の負担が緩和される。</u>

(注) 当省の調査結果による。



(参考)

要介護者及び要支援者の認定者数の推移は、表5のとおりであり、毎年度増加している。

表5 要介護者及び要支援者の認定者数の推移 (単位：万人)

区 分	平成22年度	23年度	24年度	25年度
要介護者	361.2 (100)	374.9 (104)	392.6 (109)	409.6 (113)
要支援者	125.8 (100)	133.1 (106)	140.4 (112)	154.4 (123)
合計	487 (100)	508 (104)	533 (109)	564 (116)

- (注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。
2 認定者数は、各年度4月末現在の数値である。
3 ()内は、平成22年度を100とした場合の指数である。

事例3-④	
件名	浄化槽清掃業の許可期間
改善の方向	環境省は、浄化槽清掃業の許可期間について、浄化槽清掃業者が兼業する場合のある一般廃棄物収集運搬業者や浄化槽保守点検業者の許可期間を踏まえ、2年以上の期間の設定が可能であるとの情報提供を行う必要がある。
意見・要望等	浄化槽清掃業の許可期間が短いため、申請書及び添付書類の作成や取得に相当な負担感があり、延長してほしい。 (浄化槽清掃事業者)
府省名	環境省
関係法令名	浄化槽法（昭和58年法律第43号） 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「浄化槽法施行規則」という。）
調査結果	<p>[制度の概要]</p> <p>浄化槽清掃業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない（浄化槽法第35条第1項）こととされ、当該許可には、期限を付し、又は生活環境の保全及び公衆衛生上必要な条件を付することができる（同法第35条第2項）こととされている。</p> <p>また、当該許可の申請に当たっては、申請書及び添付書類を市町村長に提出しなければならない（同法第35条第3項）、この添付書類は、法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書（個人である場合には、その住民票の写し）、申請者及び役員が同法第三十六条第二号に定める欠格事項に該当しない旨を記載した書類、浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能等の証明、その他市町村長が必要と認める書類となっている（浄化槽法施行規則第10条）。</p> <p>[問題となる実態等]</p> <p>平成25年3月末現在の浄化槽清掃業者は、表のとおり、5,386業者となっている。</p> <p>また、浄化槽清掃業者は、表のとおり、浄化槽の清掃作業により、槽内の汚泥、汚物等を引出し、運搬するため、別途、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第7条に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている者が多く、兼業率は95%となっている。さらに、浄化槽の保守点検を行う浄化槽点検業者との兼業率も68.8%となっている。</p> <p style="text-align: center;">↓</p>

表 浄化槽清掃業者の兼業状況と許可・登録期間

区 分	業者数	許可・登録期間
浄化槽清掃業者	5,386	市町村長の定める期間 (浄化槽法35条第2項)
うち一般廃棄物収集運搬業者(兼業率)	5,114 (95.0%)	2年(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条の5)
うち浄化槽保守点検業者数(兼業率)	3,704 (68.8%)	5年以内の期間(浄化槽法第48条第2項)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 業者数は、平成25年3月現在。
 3 浄化槽清掃業者のうち、一般廃棄物収集運搬業者、浄化槽保守点検業者に、それぞれ兼業するものも含まれるため、内訳の合計とこれらの総数とは一致しない。

調査した13市町村の浄化槽清掃業の許可期間をみると、2年が8市町村と最も多く、次いで3年が3市町村、1年が2市町村となっており、2年とした市町村は一般廃棄物収集運搬業の許可期間、3年とした市町村は浄化槽保守点検業の登録期間と同じ期間で設定したとしている。

しかし、許可期間を1年としている1市町村においては、許可期間を1年としなければいけない理由はないとしており、また、平成9年12月に廃棄物処理法が改正され一般廃棄物収集運搬業の許可期間が1年から2年に延長された際に、浄化槽清掃業の許可期間の延長も考えたが、県からの事務連絡で「浄化槽清掃業許可の更新については、根拠法令が浄化槽法であるので、改正の対象とはならない。」とされていたため、延長しなかったとしている。

また、浄化槽清掃業の許可期間が1年間である2市町村の許可申請の手数料をみると、1市町村では6,000円、1市町村は3,000円となっており、添付書類についても、浄化槽法施行規則第10条で明記された3種類のほか、市町村長が認める添付書類として証明に費用が発生する法人税納税証明書、印鑑登録証明書等を求めている。

上記調査結果のとおり、同じ浄化槽の清掃が目的であるにもかかわらず、市町村により浄化槽清掃業の許可期間が異なっており、市町村によって頻繁に更新手続を行わなければならないのは不公平であると考えられる。また、許可期間が短い市町村の事業者においては、申請手数料や添付書類の作成及び取得の手間や手数料などの面でより多くの負担が生じている。

図表 4－① 「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成 21 年 3 月 31 日閣議決定）＜抜粋＞

〔別記（1）〕

《一定期間が経過した規制の見直し基準》

③見直しの視点

一定期間経過後の規制の見直しは、次のような視点に沿って行うものとする。その際、規制を導入ないし継続する理由となっていた社会経済情勢および知見が期間経過中に変化したかどうか、またどのように変化したかを、十分に調査・検討するものとする。

また、例えば、発出時点から相当の期間が経過しており実務上運用されなくなっている規制、関連する法令の適用対象が存在しなくなった場合等実質的効力を失っているが廃止手続きが未済のため形式的には存在し続けている規制などのうち、国民を混乱させる等の影響が生じるおそれのあるものについては、積極的に廃止の手続き等を進めるものとする。

（注）下線は当省が付した。

図表4-② 「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定) <抜粋>

規制改革は、我が国の経済を再生するに当たっての阻害要因を除去し、民需主導の経済成長を実現していくために不可欠の取組であり、内閣の最重要課題の一つである。

この課題に強力かつ着実に取り組むべく、規制改革を総合的に調査審議するため、内閣総理大臣の諮問機関として「規制改革会議」を平成25年1月に設置した。

規制改革会議においては、昨年6月に「規制改革に関する答申」を行ったが、その後引き続き成長戦略及び国民の選択肢拡大につながる規制改革を中心に検討が行われ、平成26年6月13日に「規制改革に関する第2次答申」が内閣総理大臣に提出された。

当該答申を踏まえ、対象となった規制や制度、その運用等については、直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくため、下記のとおり規制改革実施計画を定める。

Ⅲ 規制所管府省の主体的な規制改革への取組等

規制改革の推進に資するため、規制を横断的に把握できる仕組みの整備・活用等により、規制を所管している府省(以下「規制所管府省」という。)が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステム(規制レビュー)を構築する。

1 具体的なシステムの考え方

(1) 見直し基準

① 見直し対象

見直し対象については、規制のうち、法律、法規命令、通知・通達等の形式により制度化されたもの(その趣旨・目的等に照らして適当としないものを除く。以下「見直し対象規制」という。)とする。見直し対象規制には、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定。以下「平成18年決定」という。)に基づき規制にかかわる「法律ごとの見直し年度・周期」が設定された規制を含むものとする。

② 見直しの視点

見直しの視点については、「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」(平成21年3月31日閣議決定)及び過去の累次の閣議決定を踏まえ、次のとおりとする。

- i 経済的規制は原則廃止、社会的規制は必要最小限との原則の下での規制の抜本的見直し
- ii 許可制から届出制への移行等、より緩やかな規制への移行
- iii 検査の民間移行等規制方法の合理化
- iv 規制内容・手続について国際的整合化の推進
- v 規制内容の明確化・簡素化、許認可等の審査における審査基準の明確化、申請書類等の簡素化
- vi 事前届出制から事後届出制への移行等事後手続への移行
- vii 許認可等の審査・処理を始めとする規制関連手続の迅速化
- viii 規制制定手続の透明化
- ix 不合理な規制の是正による社会的な公正の確保

③ 法令等に「見直し条項」がない場合の見直し期限の設定

見直し対象規制のうち、法令等に「見直し条項」(一定期間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項)がないものについては、「見直し周期」を設定し、「見直し周期」は最長5年とする。規制所管府省は、平成18年決定に基づき設定された規制にかかわる「法律ごとの見直し年度・周期」について、「見直し周期」が5年を超えるものを含め必要に応じ再設定する。

(注) 下線は当省が付した。

図表 4－③ 「規制改革実施計画」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定) <抜粋>

Ⅲ 規制所管府省の主体的な規制改革への取組等

規制改革の推進に資するため、規制を横断的に把握できる仕組みの整備・活用等により、規制を所管している府省（以下「規制所管府省」という。）が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステム（規制レビュー）を構築する。

1 具体的なシステムの考え方

(3) 規制シートの整備

規制を横断的に把握する仕組み（以下「規制シート」という。）を整備する。規制シートは、規制所管府省が、その作成を通じて、主体的・積極的な規制改革に取り組むことを目的とするものである。

(注) 下線は当省が付した。